

中世末パリ大学における学位取得状況

——イギリス人・ドイツ人ナシオを中心に——

田 中 峰 雄

【要約】 中世パリ大学の学位制度は、おもに規約にもとづいて研究されてきたが、その現実の運用は、規約のしめすところとはしばしば相違している。本稿では、学位取得者約二〇〇〇名を統計的に処理することによって、学芸学部学生の学位取得率と到達期間、および、マギステルの学位取得後の活動を検討し、あわせて、以上のことが、学生の経済状態によってどのように影響されたかを調査する。かくして、十四世紀にみられたような、学位取得の時期決定が学生の裁量に委ねられていた状況とは一変し、十五世紀には学位制度の「秩序」が確立すること、第一学位取得者の三分の一がマギステルとならずパリを去ること、マギステルの半数以上が、その段階で修学を放棄すること、および、学生の経済状態は「秩序」確立の以前には、大学生活のあり方を明確に規定していたこと、これらの諸点が確認される。

史林六七巻四号 一九八四年 七月

はじめに

中世大学の学位制度は、制度そのものとしては、比較的よく論究されてきた分野である。そのことは、学位制度が、中世の大学制度の基幹として入念な規約の制定を促し、現代の研究者に豊富な史料を残していることに起因している。大学が形成される以前にも、知識を伝達する教育機関は存在した。しかし、一定の課程を終了した学生が、試験をうけ、修学と学力の認定をうけるというシステムは、中世大学においてはじめて成立したものである。より正確に言えば、そのようなシステムの成立こそが、大学という新しい型の教育機関を形成させた要因といえることができる。本稿の対象とするパリ

大学についていえば、十三世紀初頭のまさに揺籃期から、学位を授与される者の、年令や履習年限、履習科目が定められた。かくして、時代をおって学位取得のさまざまな面について教会側や大学自身によって制定された規約・教書は、相当な量にのぼっており、史料のほぼすべてが、校訂・刊行されてきた。^①それらにもとづいて、学位制度は詳細に研究されてきたのである。^②さまざまな段階の試験をうける者の資格要件や、試験のプロセス、諸学位の発生や発展など、学位制度は、研究史上の豊かな蓄積をもっている。

それにもかかわらず、中世大学の学位制度の研究は、なお一面的であったといわざるをえない。従来論究されてきたことは、端的にいつて、規約にもとづいて再構成された制度の理想像でしかなかったからである。規約が入念に作られていたとしても、それにそって制度が実際に運用されたという保証はない。むしろ、条項の無視や免除、さまざまな例外がみられたと考える方が自然であろう。また、一定の期間をおいて制定された規約が、先行規約の規定と異なっていることはしばしばみられる。そのとき、いかなる状況で規定の変更がみられたのか、あるいは、徐々に確立された慣行が先行規約の廃棄を要求したのか、いずれも規約そのものからは定かにできない。規約の無視や読みかえ、形骸化した規約と現実の慣行との拮抗を予想すれば、規約の文言のみから学位制度を再構成した従来の研究成果は、なお検討の余地を残しているといえよう。

しかも、従来の研究がめざしたものは、制度の枠組の解明であって、その実際上の機能ではない。登録学生が、どのような割合で学位を取得したのか、それに要する修学期間は実際にはどれほどであったのか、また、学位取得率や到達期間は時代によってどのような変化をみせたのか、このような学位取得状況にかかわる問題は、おおむね論究されることなく放置されてきたといつてよい。しかし、中世大学の学位制度を歴史的に把握しようとするとき、勉学の課程や試験のあり方、学位取得希望者に要求された諸条件などを明らかにする研究とならんで、学位取得状況を実態に則して研究することが、不可欠の課題となることはいうまでもない。残念ながらこのような研究は、中世パリ大学の学芸学部について管見の

かざりていえば、いまだ満足のできるレヴェルでは手をつけられていない。

さらに、従来の学位制度の研究は、大学の制度史プロバの視点においてしか考察されてきていない。周知のごとく、近年の大学史研究は、大学と社会との関係、大学の社会的機能といった領域に、ますます関心をよせている。ある大学の成員の出身地・出身階層の分析や、大学出身者の社会的経歴、あるいは、ある地方ある官職における大学出身者の分析は、個別研究の集積をもって、中世社会における大学の位置づけを、少しずつ明らかにしている。^③ そのとき、学位制度の研究にも、また新たな視点が導入されなければならない。出身地域や出身階層といった学生の社会的状況は、いわゆる学位取得状況にどのように影響したのかしなかったのか、富裕な学生は貧しい学生より、学位取得において有利であったのか否か、学生の社会的状況は、例えば学芸学部修了後の進路、すなわち、上級学部にすすんで上級の学位をめざすのか、学芸の教師になるのか、大学を去るのか、といった選択にどのように影響したのか、等々。問われるべき問題は、大学制度の枠内のみとどまるわけにはいかない。というのも、とりわけ中世末期の社会においては、学位は、もはや本来の教授能力の認定という性格を失って、社会的位階へのパスポートと認識されていたからである。

それゆえ、中世大学の学位制度は、なお多くの解明すべき問題を残しているといえる。そのため史料にも、かならずしも不足しているわけではない。

本稿は、中世パリ大学学芸学部における学位取得状況について、例外的に史料の豊富な「イギリス人・ドイツ人ナシオ」(natio anglicana seu natio alemanica)をとりあげて検討する。同ナシオは、パリ大学(あるいはパリ大学学芸学部)を構成する四ナシオ(natio, 国民団)のうち、その教授会記録ともいうべき『プロクラトル記録』(Liber procuratorum)以下、単に『記録』と略記)を十四世紀中葉以降ほぼ完全に保有しており、唯一、プロソポグラフィカルなアプローチの可能なナシオである。この『記録』は、ナシオ集会で討議されたさまざまな事項のほか、ナシオ内で学位を取得した学生の、名・

出身地名・ブルサ(後述)の額・指導教師名、をふくむリストを記しており、学籍登録簿マトリック簿をもたなかったパリ大学の学生の動きを探るうえで、不可欠の史料となっている。しかも、ナシオは中世大学の修学・生活上の重要な枠組みであったことから、『記録』には、学位取得の特例のさまざまな事例や、教師・学生の大学生活の諸相が、ナシオや大学運営の実際のあり方とともに、断片的ではあれ、記録されているのを見出すことができる。筆者は、同『記録』を用いて、そのナシオの、学生の出身地分布、学位制度、教師と学生との関係などについて一連の論考を準備しているが、本稿では、学位制度のうちの学位取得状況に的をしばって、学位到達率と到達期間、および、そのことと、学位取得者の諸状況(本稿では、経済状態)との関わりについて検討してみたい。対象とする時代は、のちに述べるような史料上の制約から、十四世紀中葉から十五世紀中葉までの、約一世紀間とする。

本稿の対象とする十四・五世紀のパリ大学学芸学部には、学位と称しうるものが三つあった。「デテルミナシオ」(De-terminatio)、「リセンシヤ」(licentia docendi)、「マギステリウム」(magisterium)である。歴史的な発生順序としては、まず、パリで教授活動をするための免許として、パリ司教側の授与する「教授免許」が現われた。それには、自治団体としてのパリ大学が、「教授免許」志願者への予備試験として創出したのが「デテルミナシオ」で、四旬節をつうじての公開討論(disputationes)が義務づけられた。また、「教授免許」取得者にたいしても、教師のギルドに加入するための要件として、一定の「就任式」(inceptio)を課した。それは、語源的には、正義の開始、就任講義の開始、あるいは一般的に、入会のある儀式、のいずれかを意味したと推定されるが、史料の現状からは、その実体を探ることはできない。このように、三学位は、その内実においても試験審査のあり方においても異なっており、言葉の厳格な意味で「学位」とよぶに適切なものは、おそらくは「教授免許」のみであろう。しかしながら、他の二学位においても、「教授免許」同様に、年令・聴講年数・聴講科目といった資格条件がつけられ、また、最終的に通過した試験のちがいにおうじて、社会的に通用する肩書きカモも、『Baccalaureus』、『licentiaus』、『magister』と区別されたことから、本稿においては、

あえて、「学位」と考えておきたい。

大学年度は十月に始まり、七月の夏期休暇までつづく。このうち、試験期は春である。クリスマスまでに「レスボンシオ」(responsio)なる予備試験をすませた学生は、四旬節にはいると、その第一週の間、いっせいにデテルミナシオを開始する。^⑤『記録』では、その合格者は、「この年のバシユリエ」として、原則として一括して記入される。リセンシアは、ノートル・ダムのシャンスリエおよびサント・ジュヌヴェーヴのシャンスリエが、それぞれ試験官に補佐されて、原則として三月ごろから六月ごろにかけて月二回実施する試験の合格者にたいし、授与する学位である。^⑥一回の試験(édition)に一ナシオから出願する学生数は限定されており、『記録』では、学位取得ごとに、一ないし数名の学生を記す場合もあれば、五、六月ごろの記事に、「この年のリセンシアートゥス」として一括して記録する場合もある。インセプシオ(学位としてはマギステリウム)^⑦は、リセンシアと併行してその都度おこなわれるもので、一日に数名がおこなうこともあった。原則としては、三月ごろから六月ごろにかけておこなわれるが、夏または秋ということもまれにはみられる。かくして、ごく概略的にのべれば、パリのある教師(またはナシオ)に登録した学生のうちある者は、二、三年の修学ののち、デテルミナシオを取得してバシユリエとなる。そして、そのバシユリエのうちある者は、同年あるいは数年後にリセンシアートゥスとなり、さらにそのうちのある者は、やはり同年あるいは数年後にマギステルとなるのである。本稿において調査しようとすることは、以上の点をふまえたうえで、デテルミナシオを取得した学生のうち、どれ位の者がマギステルになったか(本稿ではこれを、「学位取得率」とよぶ)、また何年かかってマギステルとなったか(「学位到達期間」、および、マギステルとなった者のうち、どれほどが、ひきつづきパリに残って、ナシオで教師として活動したのか、の三点である。また、これらの諸点が、学生の申告したブルサの額によって、つまり後述するように、学生の生活水準によって、どのように変化したかについても検討する。

このような調査は、中世パリ大学の学位制度を研究するための不可欠の調査であり、しかも史料的に可能なものである

にもかかわらず、さきにも述べたように、奇妙にも手をつけられることなく放置されてきた。たしかに、学位到達期間への言及が、先行研究者の論考のなかにみられないわけではない。しかし、管見のかぎり、それらはいずれも満足できる成果を示していない。『記録』の校訂者である硯学デニフレ神父は、学位取得期間の多様な例を示したうえで、「両学位（デテルミナシオとリセンシア）を隔てる期間は、ふつう二年ないし三年」と述べている。これは、おそらくは十三世紀中葉の規約に依拠した見解であろうが、十四・五世紀の『記録』の解説としては適切さを欠くといわざるをえない。ラシュドール^⑩は、パリ大学への登録からマギステリウムにいたる修学期間が十三世紀から十四世紀にかけて短縮される傾向にあったと指摘したものの、一三六六年以降、その期間は最低四年半と断定した。しかし、これは史料の誤読であろう。しかもかれは、この四年半のすぐし方の典型的なモデルとして、「十月に登録、その二年目の春にデテルミナシオ、さらにその二年後にリセンシア、そしてリセンシア取得の年末にマギステリウム」という階段を仮定した。この見解は、多くの概説書に踏襲されているが、「十月登録」以外、史料的な根拠をもたない。のちに述べるわれわれの調査とも背馳するだろう。さらに、イギリス人・ドイツ人ナシオを『記録』を用いて本格的に研究したボイスも、議事録としての『記録』の史料的価値をいかして、学位制度そのものの研究については貴重な貢献をなしたが、学位取得状況については調査した形跡がない。さすがに、ラシュドールやデニフレを批判して、リセンシアとマギステリウムの間に定まった期間はないと判断したものの、数年かかったものから一日で両学位をとったものなど、多様なケースを例示したにとどまっている。同様に、ボイスについて同ナシオを研究したトゥールーズ女史も、学位制度にくわしく論究しながらも、修得状況については考慮していない。近年ではレフ^⑪がパリ大学の学位制度を論じたが、リセンシアにいたる修学期間については、規約の整理においてすら混乱している^⑫。一般的な概説書での言及については、もはや言を費す要もないだろう。

かかる研究状況は、なによりも、規約をもつてのみ学位制度を研究しようとした、研究者の姿勢にかかわっている。それゆえ、学位到達期間については、規約の定めるところでもあるところから一応の考慮は払われたものの、学位取得率を

問題にしたものは、管見のかぎりみあたらない。しかし、さきにもふれたように、学位制度の研究において、現実の取得状況への考察は、けっしてゆるがせにできるテーマではない。本稿は、このような研究史上の空際をうめることになろうと信ずる。

本稿にはいる前に、まず、史料の性格について検討し、あわせて調査の枠組について述べておこう。

- ① H. Denifle et E. Chatelain, éd. *Chartularium universitatis parisiensis*, 4 vols, 1889-1897. (以下 CUP と略す) 各巻後注に参照。
- ② 『レヴェンヌの世紀』 H. Rashdall, *The Universities of Europe in the Middle Ages*, revis. by F. M. Powick and A. B. Emden, 3 vols, 1936 (戦尾社訳『大学の起源』東洋館出版社、一九六七年全三巻); G. Lefé, *Paris and Oxford Universities in the Thirteenth and Fourteenth Centuries*, 1968; J. L. Paetow, *The Arts Cours at Medieval Universities with Special Reference to Grammar and Rhetoric*, 1910. 本稿の対象となるキリスト教・ユートン人ニオオたつてのレヴェンヌの世紀 G. C. Boyce, *English-German Nation in the University of Paris during the Middle Ages*, 1927, pp. 73-112; M. Toulouse, *La Nation Anglaise-Allemande de l'Université de Paris des origines à la fin du XVe siècle*, 1939, pp. 78-108. 戦尾社訳のレヴェンヌ P. Glorieux, "L'enseignement au Moyen Age. Techniques et méthodes en usage à la Faculté de Théologie de Paris, au XIIIe siècle.": *Archives d'histoire doctrinale et littéraire*, 35 (1968), pp. 65-185.
- ③ 問題点のレヴェンヌ J. Verger, *Les universités au Moyen Age*, 1973 (大高順雄訳『中世の大学』『オオサカ書房』一九七九年) 参照。なほ近年の成果の一例として J. Paquet et J. Ijsewijn, éd. *Les universités à la fin du Moyen Age*, 1978.
- ④ Archives de l'Université de Paris, Register 2-1 à Register 6, en 7 volumes. H. Denifle et E. Chatelain, éd. *Liber procuratorum nationis anglicane (ou allemandae): Anclarium chartularii universitatis parisiensis* (以下 AUP と略記); I (1894), II (1897) et III (1935) — éd. par Ch. Samaran et E. A. Van Moë —.
- ⑤ M. Tanaka, "La Nation Anglo-Allemande de l'Université de Paris à la fin du Moyen Age." (dactyl.) these présentée à l'École des Hautes Etudes en Sciences Sociales (Paris), 1983. 本稿に発表された邦語論文として、田中餘雄「中世パリ大学の学位制度とレヴェンヌの『subdetermination』」『西洋史学』一二七号、一九八二年一一一頁以下。同「中世パリ大学学生の出身地分布」『人文学報』五七号、一九八四年一一三四頁以下。
- ⑥ Cf. CUP, I nn. 202, 461, 485, 501; II n° 1185 (4, 5); III n° 1319; IV n° 2690, et passim.
- ⑦ Cf. CUP, I nn. 20, 461, 485, 501; II n° 1185 (7, 13, 14, 15); III n° 1319; IV n° 2690, et passim. Cf. G. Post, "Alexander III, the Licentia docendi and the Rise of the Universities.": *C. H. Haskins Anniversary Essays in Mediaeval History*, 1929, pp. 255-277.
- ⑧ Cf. CUP, I nn. 202, 461, 485, 501; II n° 1185 (16, 17); III n° 1319; IV n° 2690, et passim.

⑧ Dentie, *ATP*, I "memorabilia," xxxi.

⑨ Rashall, *op. cit.*, I pp. 461-463, cf. p. 461 n. 2. 邦訳(上) 三五—三五六ページ。

⑩ 一三六六年規約は「*la loi de 1366*」に規定せられてゐる。"Item quod nullus admitratur ad determinandum in artibus, nisi ad minus fuerit studens Parisius per duos annos, omni dispensatione interdicta....Item quod nullus ad licentiam in aliquo examine dicte facultatis admitratur, nisi frequentaverit disputationes magistrorum ejusdem facultatis per annum vel per majorem partem unius anni tempore Ordinarii magni....." (*CUP*, n.º 1319, III 145) なお、リセンスのための条件である「一年あるいは一年の主要学期(十月から復活祭まで)にわたる、教師の討論への出席義務」

一 『記録』の性格とその史的制約

中世大学では、教師・学生は、その出身地におうじて、いくつかのナシオを形成していた。パリ大学には、「フランス」、^①「ノルマンディ」、^②「ピカルディ」、^③「イギリス・ドイツ」の四ナシオがあった。本稿の対象とする「イギリス人・ドイツ人ナシオ」は、すでに別稿にて成員の出身地分布を明らかにしたように、^④低地地方やスコットランドを中心に、ほぼライン以東の全ヨーロッパの出身者を、その構成員としていた。ただし、パリから比較的遠隔の地域から学生を集めていたため、担当領域の大きさにかかわらず、ナシオの規模は、他の三ナシオにくらべて小さい。

さて、各ナシオは、それぞれいくつかの運営記録を保有していた。そのうちもっとも重要なものは、『記録』(『プロクラトル記録』と『レクテプル記録』(*Liber receptorum*: 以下、単に『会計録』と略記する)であろう。前者は、任期四週間のナシオ代表、プロクラトル(*procurator*)によって筆録されたもので、さきほど述べたように、ナシオ集会の議事録と学位取

を「*ザナシオ*」ナシオ取得後におこなうことと読む必要はない。

① Boyce, *op. cit.*, pp. 109, 110.

② Toulouse, *op. cit.*, pp. 81 et suiv.

③ Lef, *op. cit.*, p. 157.

④ これは、登録からイギリスリウムまでの期間に定まった長さはない。とランモドルを批判したが、リセンスにいたる「現実の修学」は「一二年五年の「六年」から短縮され、「十四世紀後半までに、五年から四年半へと変わった」と述べている。そこに註示した二文獻には「しかし、修学期間への言及はみられない。おそらく、別のテーマである「副裁定制」(*subdeterminatione*)に論究するために設けられた註を、あやまってここにおいたものと思われる。

得者のリストを記載している。後者の『会計録』は、任期一年のナシオ財産の管理者、レケプトル (receptor) によって記録された会計簿で、同様に、学位取得者のリストをそなえている。これらの記録が、いつごろから作られ始めたかは定かでないが、残念なことに、現在では、ほとんどが散逸してしまった。「ノルマンディ人ナシオ」では、両記録ともいっさい現存しない。「フランス人ナシオ」と「ピカルディ人ナシオ」は、それぞれ十五世紀の約一〇年間分の『記録』を保持しているの^③ので、『記録』の他の部分も『会計録』の全体も紛失してしまった。その点で、「イギリス人・ドイツ人ナシオ」はきわめて重要である。というのも、一三三三年以降の『記録』を、いくらかの欠落部分はあるものの、ほぼ完全に残しており、^④『会計録』についても、一四二五年以降、きわめて良質の状態で保存しているからである。他学部でも、医学部、教会法学部で十五世紀から、神学部では十六世紀からしか、その議事録を残していないことを勘案すれば、中世パリ大学を研究するうえでこのナシオの史料の重要性が、いっそうよく理解されるであろう。本稿が、なによりもまず依拠したのはこの史料であり、研究対象を「イギリス人・ドイツ人ナシオ」に限定した所以でもある。ただし、言うまでもないことながら、他ナシオの断片的な『記録』も必要におうじて利用することになろうし、『パリ大学史料集成』所載の公式規約にも、不断に立ち帰ることになろう。

しかしながら、一方できわめて貴重な情報をふくみながら、『記録』は他方、その性格から、とりあつかいには細心の注意を要する史料である。ここで『記録』の史料としての制約・限界を簡単に述べ、あわせて、本稿をすすめるにあたっての、方法と枠組を明らかにしておくたい。

『記録』は、紙に記されている。ヨーロッパにおける紙の初出は十三世紀末だから、十四世紀初頭の『記録』は、紙の使用のかなり早い事例だろう。本稿のあつかう一三三三年から一四五二年にかけては、五〇から一八〇フォリオまでの、厚さの異なる七台帳として保存されている。おそらくは、あらかじめ製本された白紙の台帳に書きつがれていたもので、一冊が終われば、また新しい台帳を購入したものとと思われる。紙のすかし文様からみて、各台帳とも、それぞれの台帳の

記入開始の数年前に作製された、同一工場の紙を使用しているからである。羊皮紙の場合と同様に、二倍の大きさの紙数葉を二つ折に重ね折して「丁」をつくり、数丁をとじあわせて台帳をつくったものであろう。イギリス人・ドイツ人ナシオの『記録』は、他のナシオや学部の『記録』にくらべて、はるかによく保存されていることは前述したが、しかし、紙ゆえに、いたるところに落丁のみえることはまぬかれていない。一三三三年一月にはじまる第一台帳は、おそらく、一三二七—二八年ごろから使用されていたと推定されるが、一三三三年までの記事を記した一丁と、一三三三年五月から一三三七年八月の分までの一丁が紛失している。同様に、一三六五年二月から一三六八年五月までの三年分が、完全に逸失している。その他、一ないし二フォリオの脱落は、全七台帳に、十ヶ所以上みられる。しかも、一三八三年から一三九二年までの一〇年間にいたっては、一台帳そのものが現存しない。ピカルディ人ナシオとの抗争の過程で紛失したといわれている。また、一四五二年から一四六五年までの一三年間の記録も、いかなる事情にてか現存しない。^⑧

このような、『記録』のいたるところにみえる欠落は、本稿のめざすような、学生の学位取得の追跡調査においては、ことのほか重大である。後述することく、二つの学位の間に要する期間は、多く一、二年で、四年をこすことはきわめて稀であるが、一〇年という例も皆無ではない。とすれば、ある一ヶ所に史料の欠落があるだけで、それ以前の一〇年間にわたって、第一学位をとりつつそれ以降の学位取得の記録されていない学生を、次の学位に進まなかったとは、断言することができなくなってしまう。その学生の「次の学位の取得」が、その欠落部分に記されていないかかったという保証は、どこにもないからである。手続きにおいて努力はしたが、本稿の結果が、蓋然性にとどまらなければならなかった理由はどこにある。また、本稿の対象を一四五二年までとしたことも、このあとに、一三年間の欠落があることが最大の理由である。ここに、『記録』の史料的价值の第一の問題がある。

第二に、『記録』の書き手はプロクラトルであるが、その任期はわずか四週間である。しばしば再選されたが、その交替はめまぐるしい。すなわち、七台帳、一二年間分の『記録』は、のべ一〇〇〇名以上、実数にしても三七〇名ばかり

のブクラトルによって、順次書きつがれていったものである。当然、『記録』の内容の精粗は、ブクラトルの個性に委ねられる。じつに詳細な記述をしたブクラトルもあれば、ほとんど記さなかった者もいる。行なわれれば当然記されるべきことが、記されていなかったからといって、行なわれなかったとは判断できなくなるのである。史料の均質性の欠如は、研究者にとって重大な障害となろう。また、前任者の記述ミスや、丹念に訂正したブクラトルもいる。なお多くのミスが、いたるところにみられることの証左であろう。さらに、学位取得者の教名を、リストに記入し忘れたブクラトルも多い。リストの内容が追加・訂正された例がしばしばみられるからである。この点は、しかし、それだけミスが多かった証拠となるのか、あるいは、重大事項としてそれだけ嚴重にチェックされ、かえって史料の信頼度を高める証拠となるのか、いずれとも判断しがたいが。

第三に、『記録』には、とくに十四世紀においては、原則として、ナシオ集会で討議されたことしか記されない。それゆえ、大学集会や学部集会の決定事項は、ナシオにとって重大な利害のあることであっても記されないのがふつうである。何十年もナシオとともに生活してきた、ナシオの一種の用務員ともいうべき一ベデルスの死去の際も、その妻子への弔礼金のことがナシオ集会上提されて、はじめて記されることになる。積極的にナシオの運営と教育に関与して、かつその活動の途中でバリに病死した教師のことを、『記録』ではなく他の史料で知ることも稀ではない。

第四に、他の中世史料と同様に、人名の同定という問題は、『記録』においてもしばしば困難である。例えば、人物名は、もっとも完全な形としては、名・父の名(または家名)・出身地・出身司教区名で記される。Martinus Gisberti de Delft, d. Trajecto (Martin Gisberti de Delft, du diocèse d'Utrecht) のようである。しかし、いま司教区のことはおいても、つねにこのような完全な形で記されているわけではない。そのとき、ある年に Martinus Gisberti が「デテルミナシオ」を取得し、翌年 Martinus de Delft が「リヤンシア」を取得しても、この両名が同一人物であるとは、別のところに Martinus Gisberti de Delft なる人物が記されていないければ、決定することは困難であろう。また、「名」に

は問題がないが、「出身地名」はしばしば混乱をひきおこす。ひとつには、稀ではあっても、同一人物の「出身地名」がパリ滞在中に変化することがあるからである。Johannes de Pritzwalk de Saxonia が、著名な長老教師である Johannes (de Riemestorp) de Saxonia の活動中では、“Johannes de Pritzwalk” と呼ばれ、前者がパリを去ったのちには、“Johannes de Saxonia” と呼ばれていることである。またひとつには、イギリス人・ドイツ人ナシオが、きわめて広範囲な地域から成員を集めていた関係上、地名の綴字が、プロクラトルの出身地(言語圏)のちがいで、しばしば異なることである。人物の同定と区別に、きわめて慎重にならざるをえない所以である。

以上、四点にわたって『記録』の史料上の制約を述べてきたが、それはただちに、本研究の限界ともなることである。それゆえ、本研究に、筆者は確実性を主張しようとは思わない。示すことができるのは、蓋然性をもった「傾向」である。学位取得状況の統計的研究が従来まったくなされていなかった現状を考えると、「傾向」のみで、十分に価値のあるものとなるであろう。そして、蓋然性に満足するならば、『記録』のもつ史料的价值は、なおぬきんでて第一級であることを失なわない。欠落はあるものの、当時の史料としてはすぐれて完備されたものである。記載事項に限界はあるとしても、他史料にて代替のきかない情報量の豊富さと詳細さは、史料を一読して十分に理解されるであろう。

最後に本稿の時間的枠組について述べておきたい。先述したように、『記録』の欠落は、学位取得者の追跡調査に重大な障害となる。そこで、一応三年を目安として、第二学位の「リセンシア」、第三学位の「マギステリウム」の取得者が通常記入される二月―七月の史料が欠落している場合、少くともそれに先行する二年間に第一学位たる「デテルミナシオ」を取得した学生は、調査対象から除外することにした。彼らを調査に加えることが、「デテルミナシオ」のみで修学を中断した学生の比率を、不当に高めることになるからである。このようにして、一三三九年から一三五八年、一三六九年から一三八一年、一三九三年から一四五二年^⑩の九三年間にバシユリエとなった学生だけを対象とした。一三三三年から一四五二年の全期間(欠落期間をのぞいて、ちょうど一〇一年間)に第一学位をとった全一七二名の学生のうち、調査対象

期間にふくまれる一五六九名の学生が、本稿の対象となる。対象期間は次の四期に分けられる。^⑩

第一期	第二期	第三期	第四期	学生数	比率
一三三九年—一三五八年（二〇年間）	一三六九年—一三八一年（一三年間）	一三九三年—一四二二年（三〇年間）	一四二三年—一四五二年（三〇年間）	三七五名	二三・九パーセント
				二六五名	一六・九パーセント
				六五七名	四一・九パーセント
				一七二名	一七・三パーセント

- ① Cf. P. Kibre, *The Nations in the Mediaeval Universities*, 1948.
- ② 前掲拙稿「……出身地分布」参照。
- ③ Archives de l'Université de Paris, Registre 1 et 9: *AUP*, IV (1938) et V (1942).
- ④ 前掲註②参照。
- ⑤ *AUP*, VI (1964), éd. par A. L. Gabriel et G. C. Boyce.
- ⑥ E. Wickersheimer, éd., *Commentaire de la Faculté de Médecine de l'Université de Paris (1395-1516)*, 2 tomes, 1915; M. Fournier et L. Dorez, éd., *La Faculté de Dècret de l'Université de Paris au XV^e siècle*, 3 tomes, 1895-1913, et 1 tome complémentaire (table), 1942, par E. A. Van Moë; L'abbé A. Clerval, éd., *Registre des procès-verbaux de la Faculté de Théologie de Paris*, I: de 1505 à 1523, 1917.
- ⑦ Tanaka, thèse citée, p. 262 et suiv.
- ⑧ 第一台帳のすかし文様は「三重十字」(Briquet, n° 5747)で、一三二六年ホローニヤに同じ文様の初出がみられる。欠落の状態からみて、おそらく一三二八年までは使用されていたと推定される。
- ⑨ 『記録』の欠落期間とされたいまごとく学位取得者のリストの現存状態を表に示しておく。

[B] 学位取得者リストの現存状態

	○現存	△部分的に欠落	×欠落
	def.	lic. et mag.	
1333	○	△	
1334—38	×	×	
1339—46	○	○	
1347	○?	△?	
1348—60	○	○	
1361	△	△	
1362	×	△	
1363—64	○	△	
1365	○	△	
1366—67	×	×	
1368	×	△	
1369—78	○	○	
1379	○	○?	
1380—82	○	○	
1383	○	△	
1384—91	×	×	
1392	×	△	
1393—1415	○	○	
1416	○	○?	
1425	○?	△	
1426—52	○	○	

[A] 『記録』の欠落期間

a)	1333. 5月—1337. 8月
b)	1337. 12月—1338. 12月
c)	1347. 1月—3月
d)	1360. 12月—1361. 5月
e)	1362. 2月—9月
f)	1365. 2月—1368. 5月
g)	1379. 6月—12月
h)	1383. 4月—1392. 4月
i)	1392. 12月—1393. 2月
j)	1416. 5月—10月
k)	1425. 3月(4月)
l)	1427. 5月—9月 ?
m)	1447. 1月—2月
n)	1451. 3月—4月

⑩ 『記録』は一四五二年六月二十三日の記事以降欠落しているが、学位取得者は、その後も『会計録』にて知ることが出来る。それゆえ、一四五二年のデテルミナシオ取得者が、それ以後の学位をいつ取得したかは、史料上跡づけられる。

⑪ すでに述べたように、デテルミナシオ試験は四旬節期間中におこなわれるが、一四〇三年と一四〇九年の二年のみは、九月にもおこな

二 学位取得率および到達期間

さき限定した調査対象期間に、イギリス人・ドイツ人ナシオにて「デテルミナシオ」を取得した学生は、すでに述べたように、一五六九名を数える。これらのうち、一〇〇〇名(六三・七パーセント)が最終学位にまで達してマギステルとなり、八六名(五・五パーセント)は、つづいて「教授免許」を取得しながら、マギステル位にはいたらぬ。残る四八三名(三〇・八パーセント)は、「デテルミナシオ」を取得したのみでパリを去っている。ナシオにてバシユリエとなつた学生の約三分の一が、過程をすすめてマギステルになることなくパリを去っていることを、まず注目しておきたい。

修学目的でパリに来て、デテルミナシオにも到達しなまま学業を中断した学生がどの程度いたかについては、史料はなにも語らない。アヴィニヨン大学法学部では、登録学生のうちバシユリエとなつた者の比率は三五パーセントと推定されている^①。しかし、大学制度も学部も異なることゆえ、パリでの当面の研究にそれほど参考とするわけにはいかない。ただ、デテルミナシオを取得しつづマギステル位にいたらぬかたの学生の比率の高さから、かなりの学生が、いっさいの学位をとらぬままパリを去つたとは推定できよう。デテルミナシオ取得までの修学期間は、十四世紀中葉の規約では、

「二年以上修学し、三年次にたつてしていること」と定められている^②。しかし十三世紀には、「六年」あるいは「五年、少くとも四年」と規定されており、短縮されてきた傾向がみとめられるが、本稿の対象とする時期においても、「まる二年」

れている。いずれも、「聖職祿請願状」送付との関係でとられた特別措置で、本来は、それぞれ一四〇四年および一四一〇年にデテルミナシオを取得するはずの者のうち、一定の要件をみたした者を対象におこなわれた試験と思われる。本稿では、学位到達期間を問題にするとき、これらの秋のデテルミナシオ取得者を翌年の学生と同様にあつた。

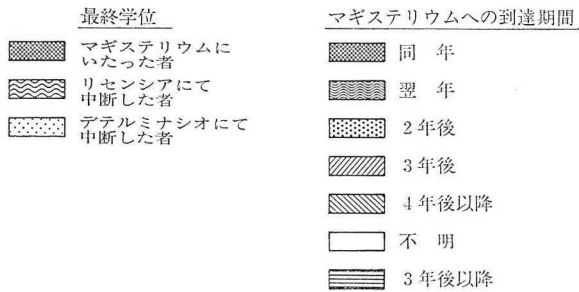
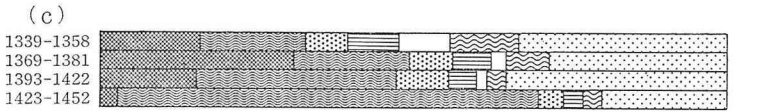
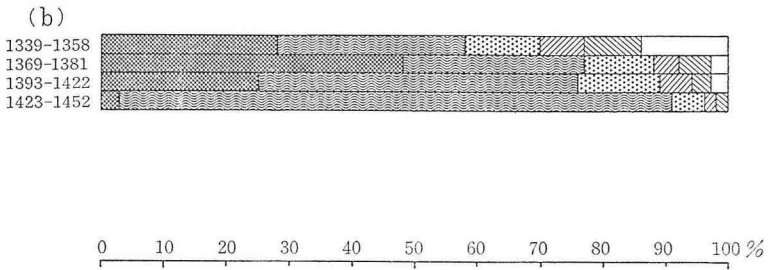
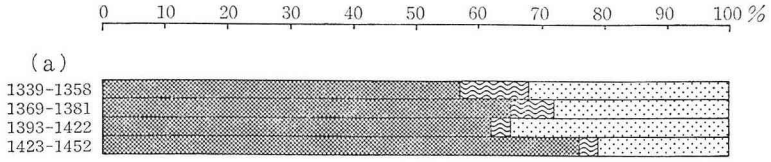
という条項がつねに守られていたとは思えない。一三五四年二月にデテルミナシオに達し、のちマギステルとなったある教師は、学部集会である事件の証人として発言し、「わたしが一三三二年にパリに来たときには……」と語っている。^④一三三二年は復活祭（四月）に始まるので、新年早々にパリに来たとしても、「二年以上の修学をおえ三年次」にあったことにはならない。まして、新学年度の始まる九月ごろにパリに来たと考えるのがふつうとすれば、この学生は、修学一年半でデテルミナシオを取得したことになる。このようなことが、学部集会でためらいもなく発言され、問題にもならなかったことを考えれば、「一年以上修学」は規約制定の直後にもはや空文化していたと思われる。同様に、一四二八年、ナシオ間の対立から、他のナシオの教師がドイツ人ナシオの二学生のマギステル位取得に異議をとなえた。マギステルとなるにはデテルミナシオ取得は不可欠の条件であったが、前年に当の学生の取得した「デテルミナシオ」は「修学期間不足で無効」というのが、その理由である。すでに前年に取得され、公式に記録されている学位をいまさら云々するのもおかしい話ながら、この異議に対しナシオ側は、「このような厳格さは、久しい以前から、もはや守られていない」と反論している。^⑤修学期間についての規約が空文化していたことを示す諸例であるが、いずれにせよ、デテルミナシオ以前の修学状況については、史料の現状から、確実なことはいえない。

デテルミナシオを取得し、ついで教授免許、マギステリウムに到達した学生は、どれほどの期間でマギステルとなっているか。マギステル位への就任は、大半が、デテルミナシオの試験のおわる復活祭ごろから二、三ヶ月の間、つまり、七月の夏休みまでにおこなわれるが、まれには秋にもおこなわれた。そこで、デテルミナシオを取得した四旬節から翌年の四旬節までにマギステルとなった学生を、かりに、「同年度」のマギステル位への到達者とし、以下順に、「次年度（一年後）」、「二年後」としていけば、マギステルとなった一〇〇〇名の学生の到達年度は、つぎようになる。

同年 二五〇名 (二五・〇パーセント)

翌年 五〇三名 (五〇・三パーセント)

図I：学位取得状況



二年後	一一二名	(一一・二パーセント)
三年後	四〇名	(四・〇パーセント)
四年後以降	四七名	(四・七パーセント)
不明	四八名	(四・八パーセント)

不明というのは、デテルミナシオ（と「免許」）の取得が記録され、のちにマギステルの称号をおびて『記録』にあらわれるが、「マギステル位」取得のことが記録されず、よって、その年次が不明の者である。⁶⁾

以上は、学位取得率および到達期間を、約一世紀にわたって通時的にみたものである。しかし、学位取得状況は時期によって相当に変化する。そこでこれを、さきに分割した四期にわけて調べていこう。図Iを参照されたい。図I(a)は、デテルミナシオを取得した学生の、記録されている最終学位を、図I(b)は、マギステル位に到達した学生の、デテルミナシオからの到達期間を示している。図I(c)は、それをあわせてみたものである。

第一期から二期にかけて、到達期間は短縮されているが、ここには、全体として、特別の傾向をみとめることができない。デテルミナシオを取得した学生は、修学上または学位取得料支払いといった経済的な事情に左右されて、きわめてバラバラに、マギステルとなる時期を決めている（または、決定されている）。三学位をわずか一、二ヶ月、ときには一週間ぐらいで一挙に取得する学生もあれば、三年、四年といった間隔をおいて取得する学生も多い。デテルミナシオの直後にリセンシアをとりながら、マギステリウムにまでなお数年を要している学生も、逆に、デテルミナシオをとって数年を経た、残りの二学位をほぼ同時に取得する学生もいる。一定の傾向、あえていえば秩序は、まったくみられないといえる。しかし第四期となると、事情は一変する。マギステルになる学生の大半、約九割もが、デテルミナシオ取得の翌年の春に、秩序正しくマギステルとなっているのである。この変化をもう少し詳細に検討するために、表Iを作製した。三学位間の前二者、後二者のそれぞれの期間を、五年ごとに示したものである。

表I：2学位間の取得期間

デテルミナシオとリセンシア

リセンシアとデテルミナシオ

0	1	2	3以上	不明	計 (A)	année	0	1	2	3以上	不明	計 (B)
26	9	2	1	2	40(15)	1339—1343	7	9	1	3	8	28(12)
41	21	4	1	3	70(38)	1344—1348	26	13	4	6	7	56(14)
33	14	9	4		60(26)	1349—1353	40	6	1	4	2	53(7)
35	27	9	3	10	84(42)	1354—1358	46	8	1	4	15	74(10)
25	25	6	8	2	66(27)	1369—1373	56	2	1		2	61(5)
62	13	9	4		88(29)	1374—1378	66	8		3	2	79(9)
23	7	3		2	35(20)	1379—1381	27	2			2	31(4)
30	38	9	7	2	86(31)	1393—1397	72	3	1		2	78(8)
12	32	9	8	2	63(52)	1398—1402	56	3			3	62(1)
19	46	6	3	2	76(49)	1403—1407	63	4	3	1	3	74(2)
30	52	17	9	1	109(53)	1408—1412	98	5			2	105(4)
21	44	7		1	73(30)	1413—1417	67	2			1	70(3)
8	7	4	1		20(15)	1418—1422	20					20
1	24	2			27(3)	1423—1427	27					27
	16	3			19(7)	1428—1432	19					19
	6		1		7(1)	1433—1437	7					7
			1		1(2)	1438—1442	1					1
6	46	1	1		54(7)	1443—1447	54					54
	101	3	4		108(36)	1448—1452	98	1	2			101(7)
135	71	24	9	15	254(121)	1339—1358	119	36	7	17	32	211(43)
110	45	18	12	4	189(76)	1369—1381	149	12	1	3	6	171(18)
120	219	52	28	8	427(230)	1393—1422	376	17	4	1	11	409(18)
7	193	9	7		216(56)	1423—1452	205	2	2			209(7)
372	528	103	56	27	1086(483)	合 計	849	67	14	21	49	1000(86)

(A) リセンシアにいたらなかったバシュリエ教

(B) マグステルとならなかった免許取得者数

*免許取得者のマグステリウムへの到達期間もそのデテルミナシオの年によって分類されている。

変化は、まずリセンシアとマグステリウムの間にみられる。一三六九年以降、ほとんどの学生が、この両学位を同年、あるいはせいぜい一年間の期間をおくだけで、取得するようになる。二年以上の間隔をあける者は、ほとんどいなくなってしまう。一三六九年以降、マグステルとなった学生七八九名中、リセンシアから二年以上かかった者は一名（一・四パーセント）。これを、それ以前の二二一名中の二四名（一一・四パーセント）と比べれば、変化は明瞭である。一四一九年以降、三名をのぞく全免許取得者が、マグステルになる場合には、

教授免許を取得した年の夏休みまでに、「就任式」をすませている。一方、デテルミナシオとリセンシアの取得期間は、前半の一、二期には、なお個人差が大きく一定の傾向はみられない。同年に取得する学生が多いが、翌年以降の者も少くはない。しかしながら、第三期以降、両学位を同年に取得する学生は徐々に減少し、一四二四年以降には、もはや実質的にみられない。^⑦これにともなって、デテルミナシオの翌年にリセンシアへ進む傾向が、第三期中に次第に一般化していく。こうして、第四期には、「デテルミナシオの翌年にリセンシアを取得し、ただちにマギステルとなる」という、学位取得の基本的なあり方が確立された。第四期に三学位をとった学生一九〇名（おそらくは一八四名^⑧）のうち一六九名（八九または九二パーセント）が、この形態にしがっているのである。わずか半世紀前のいわゆる「無秩序」とこの「秩序」と、隔絶はきわめてあざやかである。この間の学位制度の「秩序化」は、なによりもまず、指摘しておくべきことだろう。

このことは、つぎの三点で問題となるところである。まず第一に、このような現象は自然にあらわれてくることではない。学部なりナシオなり、大学当局の統制の結果うまれたものであろう。そのとき、かかる統制は、学位取得のための諸条件——年令制限や修学年限、履習科目など——を定めた諸規約を無視あるいは空文化しつつ行なわれたのであろうか。あるいはまた、現存しない規約が定められて、それにしがって確立されたのだろうか。現在の史料の枠内では、そのいづれとも決めることはできない。たしかに、一四四七年のナシオ集会の議事録には、「デテルミナシオとマギステリウムを同年に取得することはナシオの規約に違反する」との一教師の発言が記されている。^⑨しかし、かかる「規約」は現存しないし、その集会でも、別の教師は、その規約の存在を疑問視しているのである。学位取得者の年令については、十四世紀半ばの学生の宣誓条項では、デテルミナシオについて十四歳、リセンシアについては二十一歳と定められている。それゆえ規約上は、学生はパリに十一、二歳で来て、二年以上修学すれば、十四歳にてデテルミナシオを取得できたはずである。ただし、その場合には、その若きバシユリエはリセンシアをとってマギステルとなるために、なお六年間を待たなけ

ればならないことになろう。しかし、現実には、デテルミナシオからリセンシアにまで六年かかった例などほとんど存在しないことは、表Iの示すごとくである。リセンシアの二十一歳という条件が完全に無視されたのか。あるいは、リセンシア取得者の年令の分るわずかの例では、そのほとんどが二十歳前後であることから、リセンシアのための年令制限がむしろ守られていたとすれば、なにゆえに、デテルミナシオに十四歳という非現実的な年令制限を与えたのか。いずれにせよ、さきほどみたデテルミナシオへの修学期間とともに、規約所載の条項が規定どうり遵守されていたと前提することの、あぶなさを示しているといえよう。^⑩

第二に、この「秩序化」は、「教授免許」という学位の空洞化を示唆している。周知のごとく「教授免許」は、およそ大学制度のもっとも初期に成立した学位で、十三世紀の前半期の一定の時期までは、唯一の学位であった。しかしこれが、自治団体をめざす大学によってではなく、教会権力によって導入され、その統制下におかれたものであったことから、「教授免許」をめぐって、大学と教会はしばしば対立した。^⑪ デテルミナシオとマグステリウムも、この対立を契機として成立したものであること、さきへのべたごとくである。しかし、十五世紀前半に学位制度が「秩序化」をみせたとき、教授免許をとった学生は、ただちに、マグステルとなった。教授免許のみを取得してマグステルとならない学生はほとんどいなくなる。『記録』もまた、両学位の取得を同時にリストに記入することが多い。つまり、一言でいえば、両学位は実質的に一体化したのである。教会側より出される教授免許は、こうして、大学の統制下にあるマグステリウムの前に、ひとつの単なる形式的な学位となったとみることができよう。^⑫ このように結論するためには、なお両学位の性格について検討する作業が残されており、おって別稿にて試みるはずであるが、さしあたっては、学位取得の「秩序化」は、教授免許制の空洞化と密接に関連していたということを、確認しておきたい。

第三に、学位取得の「秩序化」は、学位制度にかんするその他のさまざまなあり方の変質と時期を同じくしている。すでに別稿にて、デテルミナシオ取得の特殊形態といえる「サブ・デテルミナシオ(副裁定制)」^⑬ について検討したが、こ

の制度も、まさに十五世紀初頭の、本稿でいう「秩序化」のみられた時期に、それ以前とは異なった様相を呈し始める。のちに述べるように、ナシオが学位取得料について介入してくるのも、またこの時期である。さらに、いずれ稿を改めて詳しく論じてみたいと思っているが、十四世紀には、学位を取得するさいに、規定の義務・手続きをふまない「抜け道」が数多く公認されていた。かかる変則的な学位取得のあり方が姿を消すのが、十四世紀の第四・四半世紀、すなわち「秩序化」にわずかに先行する時期である。これらはおそらく、単なる時期の一致ではなく、「秩序化」に端的にみられるような、学位制度の制度としての確立を物語っているものと解釈すべきであろう。

以上を要約する。十四世紀には、デテルミナシオを取得した学生の約三分の二が、さらにすすんでマギステルとなったが、そのとき、学生はかなり自由に学位取得の時期を、おそらくは選択していた。また、教授免許をとっただけでマギステルとならなかった学生も、比較的多かった。しかし、十四世紀末から、おそらく大学当局の統制のもとに、学位取得時期の「秩序化」がみられ、十五世紀二〇年代以降、「デテルミナシオの翌年に、リセンシアとマギステリウムを同時に取得」という原則が確立された。このことは、十二世紀以来の伝統的な学位であるリセンシアの空洞化と、学位制度の制度そのものとしての確立を、示唆しているように思われる。

- ① J. Verger, "Le rôle social de l'Université d'Avignon au XV^e siècle.", *Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance*, 33 (1971), 489-504, p. 490.
- ② *CUP*, II n° 1185 (4): "quod audivistis ad minus per duos annos.....et quod estis in tercio anno....."
- ③ *CUP*, I n° 201: "quod audiverit in artibus per quinque annos vel quatuor ad minus....." Cf. *CUP*, II n° 20.
- ④ *AUP*, I 217.
- ⑤ Cf. *AUP*, II 377: "facta fuit congregatio Universitatis.....supplicavit unus magister de natione Anglicana) ex parte nationis pro duobus bachelariis ejusdem nationis Anglicane, qui impediti erant ab aliquibus de facultate artium, sic quod non poterant procedere ad magisterium, nulla alia causa interveniente, ut ipsi dicebant, nisi quod predicti bachelarii non steterant Parisius integre duobus annis ante determinanciam. Quare ab illis tanquam a facultate artium natio ad tres superiores fa-

cultates appellavit. Supplicavit igitur, ut Universitas dignaretur predictis bachelariis exhibere justiciam cum favore secundum formam statutorum nostrorum, viso quod ante hoc tempus tanta illius allegati statuti rigorositas nondum fuit observata, ut scilicet possent ad gradum magisterii procedere et promoveri ……” (下線は引用者)

⑥ インセンシオの記録されていない者でも、そのマテルミナシオまたはリセンシオと同じ年た、すでにマギスタルの称号をおびているものについては、マギステリウムの取得年次は明らかである。よって、これらのみは、「同年次」の項に数えた。

⑦ 一四四五年と四六六年に「マテルミナシオを取得」し、同年中にマギスタルとなった六名は、いずれも、他大学でバシユリヒとなり、その学位の有効性をより承認された者である。かかる学生(全期間をうけて九六名)は、本稿の調査ではすべて除外してあるので彼らも除くべきであったが、レタメントルが『全記録』に「マテルミナシオを取得した」と記しているの(『記録』にはリスト欠如)、あえて加えたのである。《fruit admissus》と記すものは《determinavit》とあやまらぬであろう。いずれも、他大学の登録簿にその学位取得を確認される。

⑧ 前註参照。

⑨ *AUP*, II 698: “Procurator tunc sibi dixit, quod hoc esset contra statuta nacionis, quia nullus potest esse bachelarius et magister in eodem anno. Ipse respondit, quod ad aliquibus magistris sibi dictum fuerat, quod ad hoc non habebamus statutum,

et si habermus, nondum fuit sigillatum.”

⑩ しばしば、「マテルミナシオの最低年限十四歳」をもつて、より大學生は若年層によりて構成されたことが強調されてきた。また、「リセンシオの二十一歳」をもつて、大学人の生年を推定しようとする研究も一般的にならなわれている。しかし、この程度までのかかる規定が守られていたかは疑わしいところであろう。ただ、「十四歳」という、あまりに非現実な年齢制限は、ただひとつの規約(『記録』の現存第一台帳—Reg. n. 2-2—末尾に転写され *CUP*, II 673 に校訂された学位取得者の宣誓条項)たしかあらわれなく、この一本の史料に、従来の大学史家はすべて依拠してきたわけであるが、この「14」なる数字は、あるいは「19」の書写をあまりと考えられなくもない。類項にわたるこの議論は省略するが、詳しくは Tanaka, *these citee*, pp. 60-61, 262-269 を参照されたい。

⑪ Cf. Rashdall, *op. cit.*, pp. 304-311; Post, art. cit., pp. 255-277; A. L. Gabriel, “The Conflict between the Chancellors and the University of Masters and Students at Paris during the Middle Ages”, *Miscellanea Medievistica*, 10 (1976), pp. 106-154.

⑫ 14世紀末の状況については Cf. A. E. Bernstein, *Pierre d'Abilly and the Blanchard Affair: University and Chancellor of Paris at the Beginning of the Great Schism*, 1978.

⑬ 前掲拙稿「……《subdeterminatio》」147-157 ページ、マテルミナシオ制の変質を「嚴格には従来の学位制度が運用されなくなってきたことに起因する」と推定したが、あやまらぬであろう。ごまかすべく検討した。

三 マギステリウム取得者の教授活動

ついで、マギステリウムを取得して、正式にパリ大学の《consortium》に加入した者が、どのような割合で、実際に教授活動をおこなったかをみてみたい。

「教授免許」(licentia docendi)を授与されることは、元来は、それだけで教授活動をおこなうことの十分な資格要件であったが、教師のギルド（大学）が確立してくると、大学都市で実際に教師として活動しようとする者は、「就任式」(incep-tio)をへて、教師のギルドに加入しなければならなくなった。このことは、十三世紀末の教皇ニコラウス四世の勅書以来、認可された大都市の教会法裁判権者の発行する「教授免許」が、「万国教授免許」(licentia ubique docendi)として、法的な普遍性を獲得したのちも、同様である。「就任式」をへることは、「マギステル」を自称することの絶対の要件であった。^①「教授免許」を取得しただけの者は、「免許取得者」(licentiatus, licencie)とのみ呼ばれて、マギステル (magister)とは明確に区別された。それゆえ、マギステルとなることは、学生にとって、修学の総仕上げをすることであり、免許取得者の大半がマギステルとなっていることは、前節の調査で明らかにしたところである。

しかしながら、理論上は、マギステルとなることは教授活動をおこなうための前提であったにもかかわらず、マギステルとなった者が、実際に教育にたずさわったという保証は、少くとも中世末には、どこにもない。むしろ、マギステリウムが、実際に教師となることを前提としない、修学上の単なる一階程とみなされていたとは、おおいに予想されることである。本節の主題は、この点を統計的に明らかにすることにある。

本稿のあつかう一三三三年から一四五二年の間に、「就任式」をへてマギステルとなった者、および、ナシオの「マギステル」として『記録』に登場する者は、一三二六名を数える。これらを、多少大づかみであるが、つぎの四つのカテゴリーに分類する。

A 現任教師 (Magister regens) として、実際に教育に関与している者。ここには、マギステリウム取得から五年間に、つぎのいずれかとして『記録』ないし他の史料にみえる者が該当する。

○ 現任教師とよばれている者^②

○ ナシオの教場を保有している者またはその申請者^③

○ 少くとも一人以上の学生を学位に到達させた者 (指導教師)

○ 実際に教えている者

ここには、また、「就任式」後五年間パリに滞在していたことが明らかであって、五年目以降に右の活動をおこなった者をもふくむ。

B さぎのカテゴリ A には属さないが、ナシオの運営に関与していた者。A にふくまれる教師をのぞいて、マギステリウム取得後五年間に、つぎのいずれかの役職に就いた者が該当する。プロクラトル、レケプトル、学位授与の試験官^④、大学のレクトル、ナシオの金庫の鍵の保有者^⑤。ここにはまた、A と同様に、パリにひきつづいて五年滞在していたことがみとめられ、「就任式」後五年目以降に、さぎの役職に就いた者をもふくむ。

C カテゴリ A・B には属さないが、マギステリウム取得後五年間にパリに滞在していたことの明らかなる者。それゆえ、史料において、ナシオの他の役職、例えば、「聖職禄請願状」の起草者またはそれを教皇庁にとどける使者、ナシオのさまざまな仕事の受託者、レクトル選出者、などに就いている者、および「聖職禄請願状」への登録者、ナシオ集会での発言者などをふくむ。同様に、他の大学史料にて、パリの上級学部に学んでいたことの明らかなる者、パリの上

級学部学位保持者をもふくむ。

D 「就任式」後、パリをただちに去ったと思われる者。マギステリウム取得後、いっさい『記録』に登場しない者、また、その不在の言及されている者、あるいは、パリでのマギステリウム取得直後に、他大学に登録している者もふくむ。さらに、マギステリウム取得後五年間にいっさいの言及はないが、その後、A～Cに該当しうるような形で『記録』に言及されている者をもふくむ。

以上のような分類にもとづく調査は、たしかに不正確ではある。『記録』に登場しないことは、ただちにパリでの不在を意味するものではないし、ナシオ集会に出席しても、発言したり、ある仕事を命じられなければ、『記録』に記されることはない。しかも、すでに述べたように、『記録』の史料としての不均質性は、調査のための大きな障害である。しかしながら、ナシオ集会が、たとえ上級学部に学んでいる者にとってももっていた意味の大きさや、高々二、三〇名の出席者で構成されていたナシオ集会の、小グループゆえに生じる仕事の多さ、あるいは『記録』の、不均質ではあっても、全体としての詳細さを考えれば、不正確ではあっても、かなり高い蓋然性をもった調査であると思われる。

さきに述べたナシオの「マギステル」一三二六名のうち、一三三九年から一三五八年、一三六九年から一三八〇年、一三九三年から一四五〇年のあいだに、「就任式」をおこなった者またはマギステルと称されている者は、一一九三名である。史料の欠落を勘案して、対象とした時期は多少学位取得者の場合と異なる。これら一一九三名のマギステルたちは、さきの四カテゴリーに、つぎのように分類される。

カテゴリーA 二四六名 二〇・六パーセント

カテゴリー B	一五四名	一二・九パーセント
カテゴリー C	一六四名	一三・七パーセント
カテゴリー D	六二九名	五二・七パーセント

この数字から、まずなによりも確認されることは、「マギステル」の称号をもつ者のじつに半数以上が、学位取得後もはや『記録』にあらわれないということである。たしかに、このうちのある者は、史料にはみえなくても、パリに滞在していたかもしれない。また、少数ではあるが、マギステリウム取得後数年の不在期間をへて、パリに戻ってきた者もいる。オルレアンなどの他大学で、パリにおいては禁じられていた市民法を学び、再びパリで上級学部に入ったか、学位取得後、いったんは出身地などに戻り、機会をえてパリの上級学部に戻った者であろう。しかし大多数の者は、マギステルとなるとただちにパリを去り、もはや戻ってこなかった者と思われる。地方に帰り教えていたのか、政治・教会関係の実務についたのか、あるいは他大学にてなお修学をつづけたのか。いずれにせよ、中世末においては、マギステルなる学位は、現実に教えるための前提というより、修学を完了させる最終階程となっていたことを、この調査は示しているといえよう。

他方、パリでマギステルとなった者のうち約五分の一の者が、実際に教育活動にたずさわっている。全体としてみて、二四六名という数字は、『記録』にあらわれる全学生の約一五パーセントにあたる。デテルミナシオを取得する学生六名にたいし、教師一名という比率である。しかし、これは、単なる平均値にすぎない。パリに残ったマギステル(カテゴリー A から C)には、その滞在期間からみて概略的にいえば、二種類のグループがみとめられるだろう。ひとつは、マギステルとなつて一、二年間パリに残り、その後大学を去るグループである。いまひとつは、少くとも三、四年はパリに残る者のグループで、この場合には、多くの者がなお数年間、ときには一〇年以上もパリに滞在する。カテゴリー A に分類されたマギステルは大半が第二のグループに属し、B、C のマギステルは、やや第一グループにかたむきつつ、両グループに分属する。第二のグループのマギステルで、五、六年以上連続してパリに滞在している者は、その大半が、のちに上級学部

表Ⅱ：マギステルの教授活動

	Cat. A	Cat. B	Cat. C	Cat. D	TOTAL
	%	%	%	%	
1339—1348	51(50)	16(15)	8(8)	28(27)	103
1349—1358	38(29)	26(20)	15(11)	52(40)	131
1369—1380	34(15)	29(13)	63(28)	67(43)	223
1392—1402	51(27)	35(18)	27(14)	79(41)	192
1403—1412	26(12)	21(10)	24(11)	149(68)	220
1413—1422	9(7)	10(7)	11(8)	108(78)	138
1423—1432	12(25)	4(9)	3(12)	26(54)	45
1433—1442	4	2	5	9	20
1443—1450	21(17)	11(9)	8(7)	81(67)	121
TOTAL	246(20.6)	154(12.9)	164(13.7)	629(52.7)	1193

の学位（バシユリエ位ときには教授免許）を取得し、その時点で帰国する^⑥。それゆえ、パリに比較的長く滞在する者は、その大部分が、パリの学芸学部で教えるか否とにかかわらず、上級学部に通じている者と推定されるが、その修学が史料から跡づけられる者は多くない。

教授活動のカテゴリ分布は、ここでもまた、時期によって変化する。とりわけ、戦乱、疫病などでパリでの生活が困難となれば、Dのカテゴリが増加し、「聖職禄請願状」の送付が予想されるようになる。 「就任式」後パリを去るマギステルは極端に減少する。しかしながら、このような個別状況を除外しても、一定の傾向をみてとることができるように思われる。表Ⅱを参照されたい。

第一に、カテゴリDに属するマギステルは、時とともに増加する。十四世紀中葉では全体の三分の一ほどしか占めていないのに、十五世紀になると、それは三分の二にまで上昇している（一四一三年—一四二二年の極端な増加は、ブルゴ—ニユ、アルマニヤック両派対立の、パリの政情不安によるものだろう）。このことは、中世末期の大学の変化に対応しているものと思われる。しばしば語られるように、大学諸規約は、パリでマギステルとなった者に二年間の教育活動と、インセプションから四〇日間の公開討論とを義務づけていた^⑦。この規定は、すでに十三世紀初頭のロベール・ド・クルソンの勅書に明記され、十四世紀中葉にいたるまで、マギステリウム規約のほとんどに付置されていたものである^⑧。二年間の教育義務にかんしては、もし「特別の事由」によって特免を希望するときには、インセプションに先立って、あらかじめ申告しなければならなかった。しかしなが

ら、大学制度のまさに形成期から、このような義務を課さなければならなかったことに示されるように、教授免許を授与し、教育者としての適性を承認するという教皇庁の教育理念は、学位を実務へのパスポートとみなす現実の挑戦をうけていたと考えるべきであろう。そして「特別の事由」を申告する学生はますます増加していったことと思われる。十四世紀後半以降の学位規定には、このような義務はもはや見い出せない。マギステルに教育を義務づけることが、しだいに実情にそぐわなくなつて、規定が空文化し、ついには消滅したものと考えられるが、われわれの調査結果もそのことをよく示しているといえる。なお、「インセプシオ後四〇日間の公開討論」義務には、十三世紀には特免条項はないが、十四世紀になると付置される。この義務も、同様に、中世末に実施されていた形跡はない。インセプシオ後ただちにパリを去つたと明記されている者、あるいは、その直後に他大学に登録している者が、しばしば見い出されるからである。

第二に、カテゴリーDに属するマギステルは、大部分が、パリでの学芸学部の学位のみで、その修学を決定的に終了（または中断）したと思われる。彼らが、他の大学に移り、そこで教育したり上級学部に進んだと考える根拠は、きわめて乏しいからである。たしかに、十四、五世紀にライン以東に新設された大学は多く、その初期の教授陣の多くは、パリ大学のイギリス人・ドイツ人ナシオの出身者の占めるところであった。しかし、ケルン大学の創設（一三八八年）を画期として、一応一三九二年以降のマギステルについていえば、現在までの調査で、パリの出身者でその後ライン以東の大学に登録したマギステルは、約八〇名しか確認されていない（プラハ大学の登録簿だけは、残念ながら調査することができなかった）。この調査はもちろん不正確である。しかし、この数字を、パリの学芸学部に来る以前に、他のライン以東の大学にすでに登録していた学生、あるいはそこで学位を取得していた学生数と比較してみれば、絶対数としては不正確でも、調査規模の水準でいえば均質であろう。すると、パリ以前に他大学に登録した学生として、約一五〇名を確認することができた。つまり、パリ大学が他大学に送り出した旧成員より、他大学がパリ大学に送り込んだ学生が、約二倍の多きにのぼるわけである。しかも、かつてパリに学び、ついで他大学に学生・教師として登録しているマギステルの大部分は、カ

テゴリーAかBに属している者で、Dのマグステルはぎわめて少数である。このことから、パリでマグステルとなつただちに大学を去つた者の圧倒的多数は、もはや他大学の上級学部に進ぶことなく、実務についたものと推定される。このことは、南仏地方についての最近の研究からみれば奇妙なことである。というのは、この地方のとくに聖界において上位をしめたのは圧倒的に上級学部の出身者であつて、学芸学部のみで学位保持者は、ほとんど重要な役職をしておいていないからである。たしかに、南仏大学とパリ大学とは学芸学部の性格がまったく異なつていたが、ドイツ地方の諸官職をしめていた人物についての、プロンポグラフィカルな研究がまたれるゆえんである。なお、細かい数字は省略してついでながら述べておくと、パリ以前に他大学に登録した者もパリ以降に登録した者も、パリ大学以外の「第二の大学」としては、ほとんどすべて、自分の出身地近辺の大学を選んでゐる。つまり、故郷の大学と、遠隔のパリ大学とを、直接に移動したわけである。中間地点に位置する大学への滞在が、パリ大学に遊学する要因となつたわけでも、その逆でもない。デンマーク出身の学生が、ケルン大学での修学を利用してさらにパリにまで赴いたとか、ハンガリー人学生が、パリでの修学のうちに、途中のハイデルベルク大学に学んだという例は、ほとんどみられない。

第三に、カテゴリAおよびBに分類されたマグステルの総数は、各時期をとおして、かなり一定している。一三九三年から一四〇二年にかけて、A・B両カテゴリのマグステルの数が異常に多いが、それは、それ以前の史料が欠落してゐて、マグステルとして『記録』に初出する者が多いためである（とくにその前半の五年間で、Aが三三名、Bが二三名）。多くは、史料が完備していれば、それ以前の、一三三八年から一三九二年という項に数えられるべき者であろう。この点は、第一期一三三九年から一三四八年の一〇年間についても、同様である。さきの表Ⅱに示されたような、比率の変動にもかかわらず、一〇年間に約三〇名と、教師の数が一定していたことは、ナシオの運営あるいは教育において、なにか意味をもつていたのだろうか。興味あることながら、判断する根拠をもたない。

以上を要約する。少くともイギリス人・ドイツ人ナシオにて観察された傾向から判断するかぎり、中世末にパリでマギステルとなった者の半数以上が、上級学部にするむことも教育活動にたずさわることなく、大学を去り、おそらくは実務についている。この現象は、時代とともにいちぢるしく顕著になる。このことは、二年間の教育義務という、大学の初期における規定がもはや実情にそぐわなくなり、マギステルなる学位が、教育者としての適性を保証するものというより、実社会での経歴を保証する機能に変質していったことを示している。

① 一三七八年、「インセプションをおこなった」とリストに記された学生に、ある教師が疑義を呈した。欄外に、つぎのように記されている。“Nota quod licet iuraverit procuratori et rectori et bursasolverit completo, non tamen incepit, et per consequens non est magister in artibus.” (*AJP*, I 567 et n. 4)

② 「現任教師」とは、一年間の講義を完遂すると年度初頭に誓約したマギステルである (Tanaka, *These citée*, pp. 181-185)。一三九六年以降は、『記録』に名前が明記されたが、それ以前にも、「現任」か否かはしばしば記された。

③ 「現任教師」は、ナシオ保有の教場を使用する権利があり、教場不足のときは、ナシオの費用で市中に部屋を借りることができた。教場配分は、ふつう、九月二十一日の集会できめられた。したがって、この集会で教場配分を申請し、のちに、それに反する言及がなければ、そのマギステルは、その年の大学年度に現実には教えたと考えられる。

④ ナシオから出す試験官は、マテレル・ナシオで三ないし四名、リセ・シニアでないし三名。前者は、ナシオ内での序席により、後者は、試験官になることを希望した者だ、割当てられる。毎年定められたが、約三分の二ほどの年について『記録』に記されている。

⑤ ナシオの金庫は二つで、それぞれの内鍵、外鍵など、計八つの鍵が

あった。プロクラトルとレケブトル、「現任教師」と「非現任教師」のそれぞれ最古参の者の他、四「プロヴァンシア」の各代表に配分された。ただし、この配分が記されている年はあまりない。

⑥ しばしば、「ナシオの構成員は学芸学部のマギステルで、彼らの上級学部のバンシェリエとなるとナシオを脱会する」といわれるが、明らかな誤りである。多くはバンシェリエとなるとナシオでの活動をやめて帰国してしまうのであって、なおバリにとどまり上級学部のドクトルとなっている者は、ひきつづきナシオでの活動をつづけているからである。このことは、ナシオの組織としての性格、大学とナシオとの関係として重要なことなので、いまは詳論をひかえるが、いずれ稿を改めて論じてみた。

⑦ Rashdall, *op. cit.*, pp. 464-465; *Leff. op. cit.*, p. 157.

⑧ “Nullus legat Parisius de artibus……quod protestetur se lecturum duobus annis ad minus, nisi rationabilis causa interverit, quam publice vel coram examinatoribus debeat probare……” (*1215: CUP*, I n° 20); “Primo, si contingat vos incipere in artium facultate, vos legetis per duos annos continue et disputabitis per quadraginta dies, nisi per nos vobiscum fuerit dispensatum” (au milieu du XIV^e siècle: *CUP*, II n° 1385 (15)). Cf.

四 学位取得状況・教授活動の経済状態による変化

これまでは、学生の学位取得状況と、マギステルの教授活動の二点について、イギリス人・ドイツ人ナシオの一般的傾向をみてきた。ついで本節では、これまで検討してきたことをふまえながら、以上の二点に示される大学生活に、個々人の貧富の差がどのように影響していたのかを調査してみたい。すなわち、貧しい学生ほど、貧しさにかかわらず大学に学んだだけあって、たとえ年数はかかっても、より高い割合でマギステルの学位にまで到達したのか、あるいは、裕福な学生は、やはり有利に学位を取得したのか。また、マギステルとなった者が、パリに残り、教授活動にたずさわったり上級学部に学んだりすることは、その者の経済的事情とどのような関係をもっていたのか。このような疑問に、史料の枠内で答えてみたいと思う。学生の経済状況を知るには、「ブルサ」の申告額を指標として用いることが、有効かと思われる。そこでまず、ブルサにかんする若干の検討と、ブルサ申告額の分布を明らかにしたのち、本題に入ることにする。

1

「ブルサ」(bursa)とは、学生が、各学位取得のさい支払う取得料の単位となるものである。本稿のあつかう十四世紀中葉から十五世紀中葉にかんしては、デテルミナシオ、リセンシア、マギステリウムの三学位のそれぞれに、各学位取得者は、「五ブルサ」を支払うものとされていた^①。デテルミナシオにかんしてのみは、そのほかに、「教場使用料」^{プロ・ス・コリス}を支払うことが義務づけられていたが、その額もまた、「ブルサ」の額によつて決定された。「ブルサ」額が二ソリドゥスから三ソリドゥスの学生は「教場使用料」が二〇ソリドゥス、四ソリドゥスから五ソリドゥスの者は三〇ソリドゥス、といふぐあいである^②。

「ブルサ」の額は、十四世紀中葉の宣誓条項によれば、各学生が、「家賃と使用人の給料サラジキをひいた一週間分の出費」を、誓約にもとづいて、自己申告することになっていた^③。すなわち、支払うべき学位取得料は全学生に一律ではなく、学生の申告する個人的な生活水準にスライドしていたわけである。ナシオ運営の実際からみれば、十五世紀には、「ナシオの定め、ブルサ額は不当」とする訴えが学生側から時おり出されていたことから判断して、学生の自己申告にもとづきつつも、最終的にはナシオが決定していたと思われる。十四世紀にはそのような訴えの例はなく、自己申告の原則はそのまま通用していたことであろう。いずれにせよ、自己申告といっても「宣誓」をもなったものであり、また、学生各人の生活レベルは相互によく知られていたはずであろうし、ブルサによる学位取得料の支払いというシステムは、十三世紀中葉にはじめて史料^④にみえて以来、支障なく機能してきたものであることを考えれば、申告された「ブルサ」の額を、学生の経済状況の指標とみることは、一定の妥当性をもっているとすることができよう。

なお、学位取得時に、定められた五ブルサ（五週間分の生活費）を支払うことのできない学生は、その全額または一部の支払いの猶予を求めることができた。その場合には、倍額相当の担保（多くは書籍）を供出するか、またはナシオ内に保証人を設定することが義務づけられたが、担保もなく保証人も探せないときは、ナシオへの負債を公式の書状にしたためて、シャトレに提出することでも可能であった。この種の猶予を願う学生は、十四世紀には全学位取得者の約半数にもほっている^⑤。予定されている送金を待っている者、あわてて送金を親元に依頼する者、あるいは、学位取得後お金をとりに帰国する者など、願出者の対応はさまざまである。さらに、貧窮ゆえにかようにしても学位取得料を支払うことのできない学生は、集会にて公けに、「パリにも親元にも支払う力なし」と宣言し、さらに「将来よき運命にいたったときに支払う」ことを約束して、全面的に免除をうけることもできた^⑥。このとき『記録』には、「この学生のブルサはなし」(cujus bursa nichil) と記され「貧困学生」(pauper) と規定される。

本稿の対象とする一三三三年から一四五二年に、ナシオにてデテルミナシオを取得した学生は、さきほど述べたように、一七一二名である。そのうち、「貧困学生」は二九一名（一七パーセント）、「貧困学生」をのぞく全学生の半数以上が、四ソリドゥス以上七ソリドゥス未満の額を、自己のブルサとして申告している。^⑩

一〇ソリドゥスを越すブルサは、特定の年に集中してあらわれる。かかる高額なブルサ申告者の半数以上が、一三四三年、一三五七年、一三五九年、および一三六四―六五年の五年間の学位取得者である。もし、一二ソリドゥス以上となれば、これら五年間で、全期間一〇〇年間の七五パーセントを出している。逆にいえば、これら五年間の学位取得者のじつに三分の一以上が、一〇ソリドゥス以上のブルサを申告している。もちろん、これらの年の学生が特別に裕福であったわけではなく、物価変動や貨幣価額の変動によったものであろう。事実、ふつう一エキュ（*écu dor. scita*）は一六ソリドゥスであるが、一三五七年二月には三六ソリドゥスと比定されている。ただし、幸か不幸か、『記録』の欠落という他の要因のゆえに、一三五九年から一三六五年のデテルミナシオ取得者は、学位取得状況の調査から除外してある。本稿の調査結果に、この十四世紀中葉の変動は、さほど大きな影響を与えないものと考えてよいであろう。

二ソリドゥス以下の低額ブルサ（ふつうは一六デナリウス、または同額の四アルブス）も、また、一三七三年から一四一四年の期間においてしか申告されない。これは、別稿においても述べた「副裁定制」にかんするナシオ規約の結果である。^⑪一三七四年四月、ナシオは、「貧困学生」に通常の形でデテルミナシオを取得することを禁じ、学位取得料の免除を希望する者は、他学生のデテルミナシオの一部を代行する「サブ・デテルミナシオ（副裁定）」をするようにと規定した。かくして、副裁定を甘受しえない貧窮学生は、従来のように「貧困学生」となることを拒否し、最低額のブルサを申告し、わずかの学位取得料を支払うことで、通常のデテルミナシオ取得を希望したものと思われる。じっさい、それまでの最低ブルサは二ソリドゥスであり、十四世紀中葉には、教場使用料の額は、ブルサ・二ソリドゥス以上の者を対象にしてしか定められていなかった。さきの規約の前年、一三七三年には、ナシオは新たに、一六デナリウスのブルサ額に対応する教

場使用料を一〇ソリドゥスと定めている。また、二ソリドゥス以下の低額ブルサを申告する学生の増加は、まさしくその分だけ、「貧困学生」の減少をまねいた。^⑫ それゆえ、一三七四年以降のブルサ・二ソリドゥス以下の申告者は、それ以前の「貧困学生」と、経済事情としてはかなり似ていたと推定することができよう。

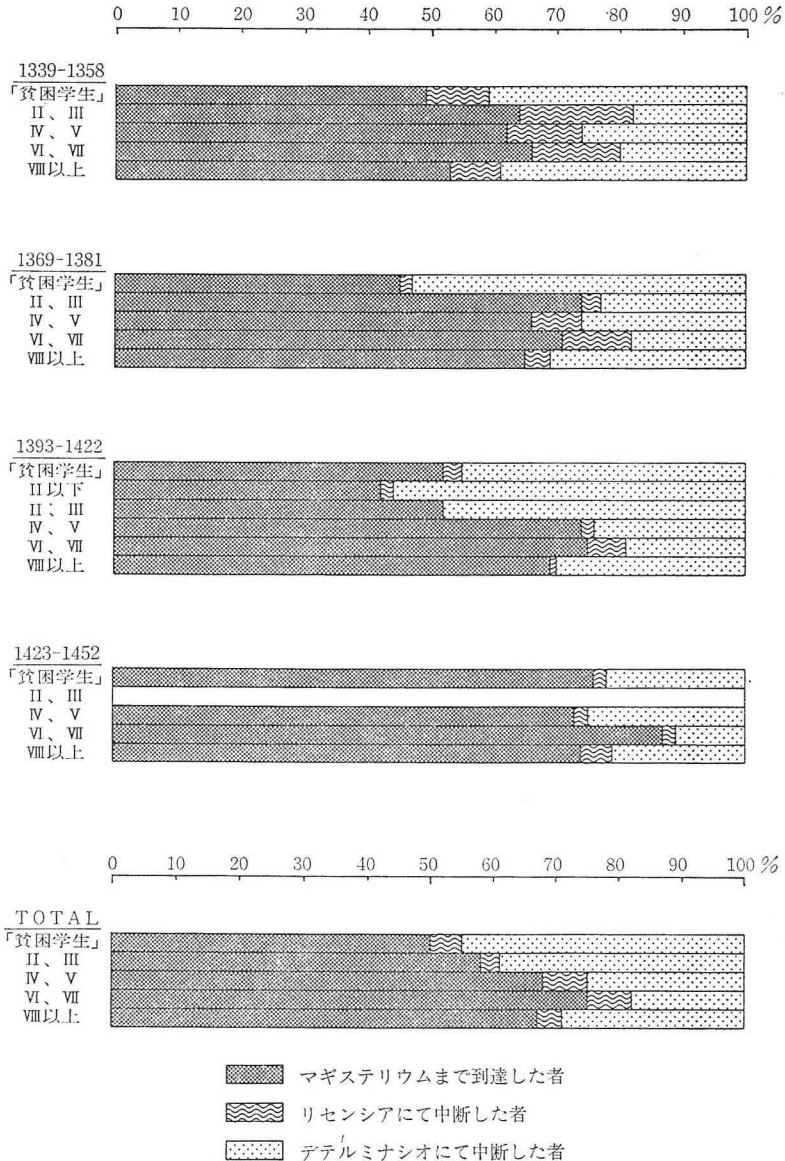
一四二三年ごろと思われる規約で、ナシオは、ブルサの最低申告額を四ソリドゥスと定めた。^⑬ 貧窮学生は、その結果、四ソリドゥスという比較的高額のブルサを申告し、それに応じた学位取得料を支払うか、「貧困学生」となるかの選択をせまられたのである。かくして、一四二三年以降少くとも十五世紀末まで、四ソリドゥス未満のブルサを申告した学生はいない。その代り、一六デテリウスから三ソリドゥスまでの低額ブルサの保有学生が両極に分化して、「貧困学生」と「ブルサ・四ソリドゥス」という学生は、他のブルサ申告額にくらべて異常に高くなることになる。

ブルサの申告額は、このように、経済変動やナシオの政策によっても変動する。ある年に六ソリドゥスのブルサを申告した学生は、別の年に四ソリドゥスのブルサを申告した学生より、かならずしも裕福なわけではないし、十四世紀中葉の「貧困学生」は、十五世紀のそれと同じではない。それゆえ、ブルサは、ときおり研究書にみかけるように、「十五世紀には前世紀より学生の経済水準が上がった」とか、一三五七年のような年の学生をさして、ブルサが高額であることから「きわめて裕福な家庭に生まれた」とかいったことを論じるのには、不適当なものである。ただし、観察時期をある程度限定し、一定の時期の枠内において統計的に処理するには、学生の経済水準の指標として有効であろうと思われる。^⑭

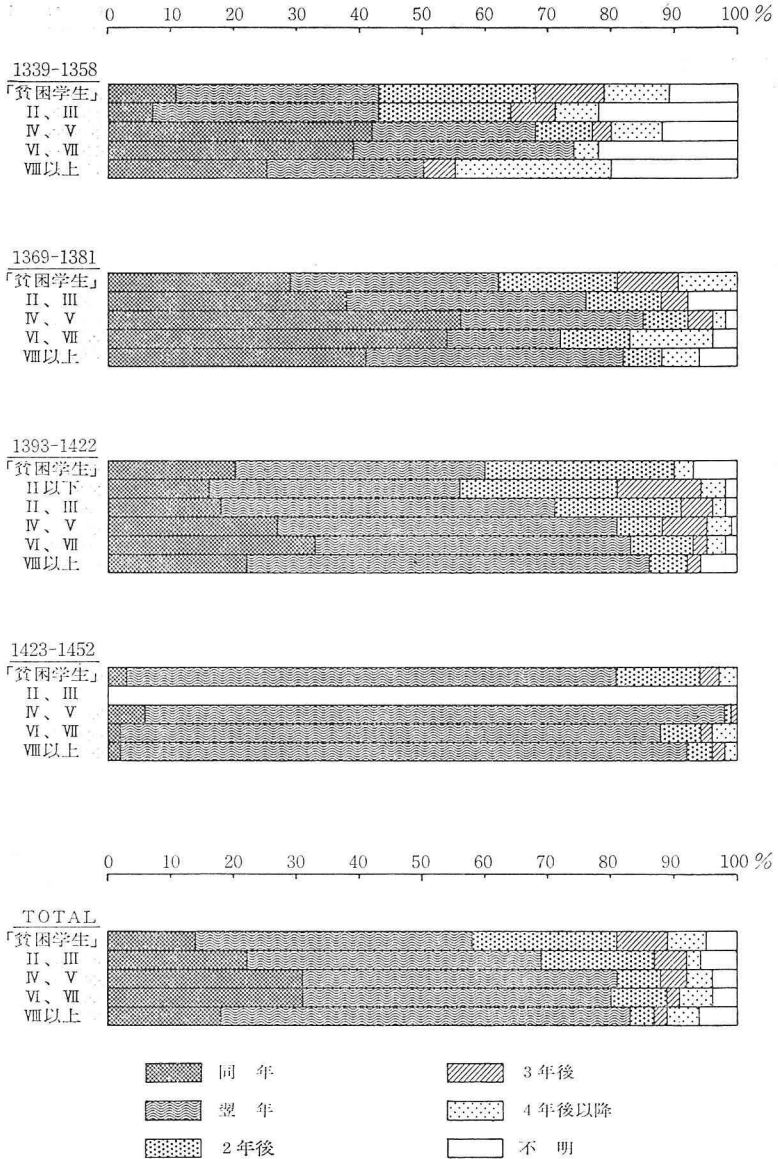
2

さて、ブルサについて以上に概観したことをふまえながら、学生の貧富の差による学位取得状況の変化から調べていこう。時期的な枠組としては、さききのべた、四期に分類する時期区分を、ここでも採用する。生活水準による学生の分類

図Ⅱ：ブルサ申告額による学位取得率の偏差



図Ⅲ：プルサ申告額による学位到達期間の偏差



は、ブルサ申告額にしたがって、つぎのようにおこなう。

○「貧困学生」

- ブルサ申告額二ソリドゥス未満
- ブルサ申告額二—三ソリドゥス（二ソリドゥス以上、四ソリドゥス未満）
- ブルサ申告額四—五ソリドゥス（四ソリドゥス以上、六ソリドゥス未満）
- ブルサ申告額六—七ソリドゥス（六ソリドゥス以上、八ソリドゥス未満）
- ブルサ申告額八ソリドゥス以上

図Ⅱおよび図Ⅲを参照されたい。図Ⅱは、学位取得率の貧富の差による変化を、四期に分けて示してある。図Ⅲは、学位到達期間の変化である。まずここには、きわめてはっきりした傾向をみとめることができよう。すなわち、学位取得率・学位到達期間のいずれにおいても、ブルサ申告額が大きくなればなるほど、学生はより有利に学位に到達しているということがある。学生の経済状況は、それゆえ、学位取得に重要な影響を与えていたことを、なによりもまず、確認することができる。この確認を前提として、もう少し詳しく、変化のあり方を検討してみよう。

第一に、さきに示した全体の傾向（図Ⅰ）と比較すれば明らかなように、学位取得率においては、貧富の差による変化は、全体の傾向の時期的差異による変化を越えて、それ以上に顕著にみとめられるものであるのにたいし、学位到達期間においては、貧富の差による変化は、ある時期のもっている全体的な傾向を凌駕していない、すなわち、その枠内でみとめられるものにすぎない。さきほど推定したように、学位取得状況が時期的に変化するのとは、そこに大学当局の統制がはたっていたからであると考えらるならば、この現象はつぎのことを示しているといえよう。つまり、学位取得率についてみれば、

ば、デテルミナシオを取得した学生は、さまざまな個人的事情にしたがって、マギステリウムまで進むなり、バシユリエの称号に満足して大学を去るなり、大学当局の統制とは比較的無縁に選択することができた。そして、裕福な学生ほど、より多く、マギステルとなった。しかし、いったんマギステルとなろうとするときには、いつその学位を取得するかは、その時代の大学当局の統制にしたがったのである。同年に取得することが一般的であった時代には、その枠内で貧富の差があらわれ、マギステリウムをデテルミナシオの翌年にとるように統制された時代には、たとえ裕福であっても、同年にとることはできない。

第二に、学位取得が「秩序」づけられた第四期を除外して変化のあり方を見ると、以上に述べた統制の枠内においてはあっても、到達期間の変化は、かなり明瞭に、学生の経済水準の差異に対応している。わずかばかりの貧富の差でも、裕福な学生は、それだけ早くマギステルになる。ところが、取得率においてみられる変化は、そのように段階的ではない。各時期をつうじて、固有の傾向を示す三グループを区別することは容易であろう。つまり、貧しい学生のグループと、きわめて裕福な学生のグループ、そして、その中間に位置する学生のグループの、三つである。各グループは、はっきりと他のグループとその傾向において区別されるが、グループの内部では、わずかのブルサ申告額の差異は、取得率の傾向にさほどの影響をおよぼさない。例えば、第一期において、ブルサ申告額六―七ソリドゥスの学生は、取得率において、「貧困学生」や申告ブルサ・八ソリドゥス以上の学生とは、はっきり傾向を異にしているのに、二―三ソリドゥスの学生とそれほど差異はない。ところが、到達期間をみれば、二―三ソリドゥスの学生とは、まったく異なっているのである。このことは、いったんデテルミナシオを取得した学生は、経済状況を一定程度同じくするものなら、遅かれ早かれマギステルとなるのであって、その到達率において差はないのにたいし、いつマギステルとなるかという点で、明瞭に、本人の経済事情が関係することを示している。富の差異は、修学課程の進度に、それだけいっそう影響を与えたと考えることができる。この点で興味あるのは、学位取得率の傾向において、申告額二―三ソリドゥスという低額のブルサをもつ学生が、

第一、二期では、より高額のブルサを申告した学生と同一グループを形成し、第三期では、後者と区別された「貧困学生」と同一傾向を示す現象である。このことは、第三期の末に、二―三ソリドゥスのブルサ申告が廃止されることと、なにか関係があるのだろうか。

第三に、ブルサ申告額八ソリドゥス以上の、きわめて裕福な学生の示す傾向は注目し値する。かれらは、きわめて裕福であるにもかかわらず、その裕福さが予想させるような学位取得の傾向を示さない。デテルミナシオのみで、マギステルにならないまま大学を去る学生も多く、またマギステルになる場合にも、その期間は短くない。このことは、なにを意味するのだろうか。家庭の豊かさゆえに、能力の乏しい学生でも、近隣の新設大学でなくはるばるパリに送りこまれたからであろうか。あるいはまた、家庭の後援を期待できる立場にあることから、単なるバシュリエの称号でかれらには十分であったのだろうか。このことは、かれらの、大学修了後の経歴をみなければ判断できることではなく、本稿の枠組をこえるが、いずれにせよ興味ある問題ではある。

以上、学生の貧富の差は学位取得状況におおきな影響をもつことをまず確認し、その変化のあり方を三点にわたってみてきた。ここで、なぜ裕福な学生ほどより有利にマギステルとなったのかを考えてみたい。

この点で、まず第一に想定できることは、ナシオの「政策」である。すなわち、ブルサにもとづく学位取得料はナシオのほとんど唯一の収入であった。そこで、よりよく財源を確保するため、ブルサ申告額の大きい学生ほど、より有利に学位にうけいれたということは、当然考えられることである。しかし、この仮説は二点で無理がある。ひとつには、もしこの仮説が正しいとすれば、どうして、きわめて裕福な学生がそれほど多くはマギステルとなっていないのか。かれらの支払う学位取得料は相当なものであり、ナシオの「政策」は当然かれらにこそおよんだはずである。しかしその傾向は、すでにみたごとく、より低額のブルサを申告した学生より、けっして、学位取得率において高くはない。いまひとつには、第三期にみられるように、「貧困学生」は、まったく学位取得料を支払っていないにもかかわらず、申告額二ソリドゥス

未滿という、きわめて低額ながらも学位取得料を納入した学生よりも、より有利に、学位に到達していることによる。もし「政策」がみられるならば、わずかばかりでも学位取得料を納めた学生の方が、まったく納めなかった者より、より有利に学位を取得していたであろう。「貧困学生」たる宣言は、経済的に困窮した学生に不名誉をもたらしたにしても、本人に能力があれば、学位取得における差異をうまない¹⁵⁾。以上のように、納入額の差による学位取得上の差別は、ナンソの「政策」としてはみられなかったと考えてよいであろう。

第二に、しばしば言われるように、学位取得料という負担の重さが、貧富の差による学位取得状況の差をうんだのだろうか。たしかに、各学位ごとに生活費の一、二ヶ月分という学位取得料は大きい。支払い能力がなくて猶予を求めている学生が多いことは、すでにみたとおりでである。取得料の支払いという問題が、すでに取得条件をみたしている学生に、その学位をとることをためらわせたと考えることは、根拠のないことではない。しかしながら、この仮説もまた支持できない。これは、なによりも、学位取得料は学生の生活水準にスライドしているものであって、貧しい学生に一方的に負担を重くしているものではないという、学位取得料そのものの性格にもよるが、さらに、つぎの事情にもよっている。いま、紙幅の都合で統計上の証拠を出すことはさしひかえるが、ブルサ申告額による学位取得期間の差は、デルミナシオとリセンシアの間で著しい。逆に、リセンシアとマギステリウムにおいては、貧富の差による変化はみられないといっている。しかるに、学位取得料の負担は、マギステリウムに達する時にもっとも大きいのである。すでにのべたように、学生は、各学位のそれぞれに五ブルサと、デルミナシオにおいてはブルサの額にスライドする教場使用料を支払った。つまり、デルミナシオにおいては、約二ヶ月分の生活費に相当する学位取得料を支払わなければならないが、リセンシアにおいては五ブルサのみ、つまり、約一ヶ月分相当額でよいことになる。一方、マギステルとなった者は、五ブルサのほか、時代によって若干の差はあるが、一律に、一定の額を支払わなければならないがなかった。まずマギステルになった最初のナンソ集會出席の際に一フラン（一フランは当時、ふつうは一六ソリドゥス）、やがて順番のまわってくるプロクラト

ル就任の際に、もう一フラン、マギステルになったとき大学のレクトルに上納する八ソリドゥス。これは十四世紀にはその折々に徴収されたが、十五世紀には、インセプシオの際に、学位取得料と同時に、合計二フラン八ソリドゥスの納入が義務づけられた。この額は定額であり、ブルサにスライドしない。つまり、二フラン八ソリドゥス（ふつう、四〇ソリドゥス）は、ブルサ額八ソリドゥスの学生にとっては約一ヶ月分の生活費にすぎないが、二ソリドゥスの学生にとっては四ヶ月分の生活費にも相当し、貧しい学生ほど負担は大きかった。それにもかかわらず、負担の少ないリセensionアを取得するとき、貧富による差が明瞭にみられ、負担の重いマギステリウムにいたるときにはそれほどみられないのである。この現象は、学位取得料はたしかに学生にとって負担の大きいものではあったが、学位取得状況に影響を与える、決定的な要因ではなかったことを物語っているだろう。

このように、学位取得状況が貧富の差によって左右されたことに、ナシオの「政策」といった外的な要因や、学位取得料の重さといった特別の理由を措定する必要はないことになる。これは、結局のところ、生活水準そのものもつ、修学上の便、不便によっていたものであろう。住居や書籍の購入の利便や、写字などの仕事にわずらわされない自由な時間の確保といった、一般的な意味で、裕福な学生はより有利に、そしてより短期間に、学位を取得することができたものと考えられる。しかし、このようなバラツキは、学位制度がいまだ「秩序」づけられていず、到達時期が学生の裁量に委ねられていた時代においてこそ、みられるものである。第四期にいたり、学位制度の秩序化が確立すると、学生の貧富の差は、学位取得状況にほとんど影響をもたなくなる。大半の学生が、貧富の差にかわりなく、デテルミナシオの翌年にリセensionア、つづいて同時にマギステリウムという、既定のコースをたどる。ここにおいても、デテルミナシオからマギステリウムに二年かかる学生は、「貧困学生」が圧倒的に多い。しかし、デテルミナシオの翌年次にマギステリウムを取得する学生は、「貧困学生」においてすら、それ以前の時期に、同年次および翌年次に取得した学生の合計より、はるかに高い割合を示している。のちの『記録』から推定すれば、秩序化は、両学位を同年に取得できずとした「規約」にそってな

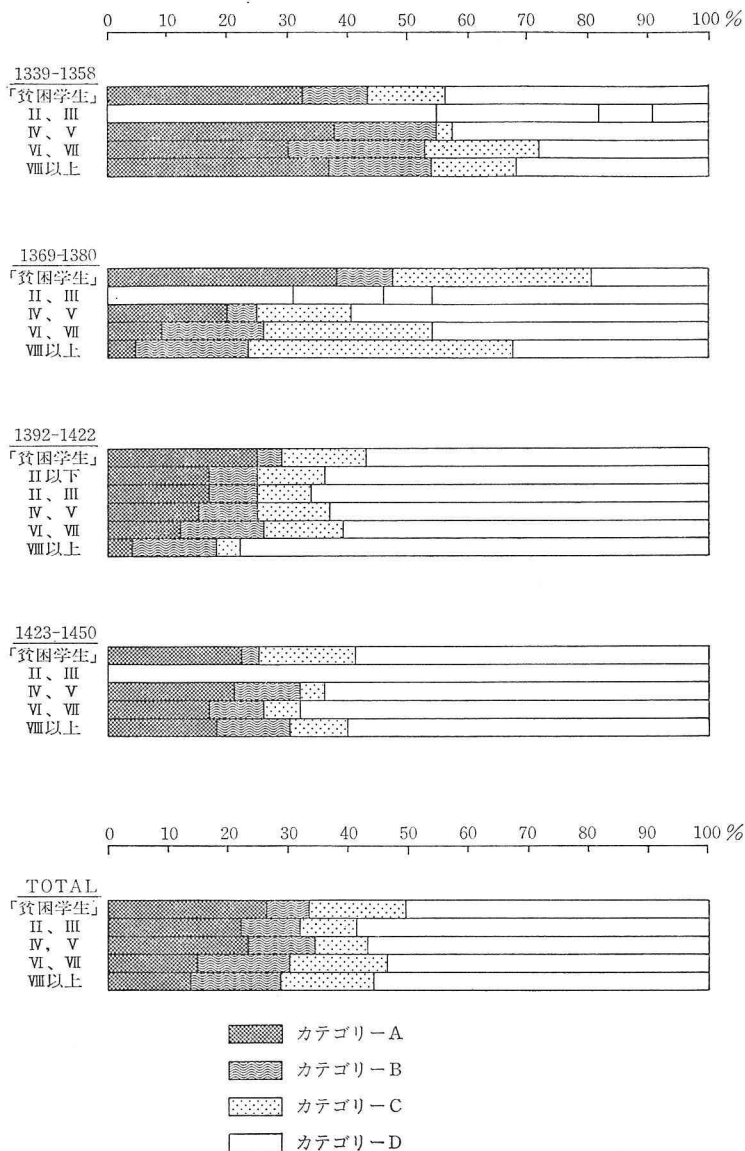
れたものと思われるのに、翌年次でのマギステリウム取得という、むしろ、取得期間の短縮あるいは固定化を、とりわけ「貧困学生」においてはうみだし、それだけ、貧富の差による到達時期の差異を希薄にしたのである。秩序化が、より十分に確立したことを示しているといえよう。

3

ついで、マギステリウム取得者の教授活動が、本人の経済状況にどのように影響されるかをみてみよう。対象とする時期およびカテゴリー分類は前節に設定したところにしたがう。ブルサ申告額による分類は、学位取得状況の変化をみたときのものを利用するが、ここでは、デテルミナソの時点での申告額でなく、インセプソオのときの申告額を基準とする。図Ⅳを参照されたい。ここには、カテゴリー分布を四期に分けて図示してある。第一期および第二期において、ブルサ申告額二―三ソリドゥスの項が色ぬきになっているのは、該当数が少なすぎて同列にあつかうには不適切であるからである。目盛りだけを示しておいた。第四期の白ぬきは、かかる該当者の不在を示す。さて、ここから明らかに読みとれるように、マギステリウム取得後の活動においても、経済状況の差異による偏差がいちぢるしい。すなわち、貧しい者ほど、実際に教育にたずさわる者(A)の比率が上昇し、逆に、裕福なマギステルほど、それだけ多くパリに滞在する(B、C)が、教育にはたずさわらなくなる。このことを、より詳細に検討すれば、つぎの二点を確認することができよう。

第一に、第一期には、すでにみたように、マギステリウム取得後そのままパリにとどまるマギステルは、他の時期に比べて比較的が多い。その時には、貧富の差にあまりかかわらず、実際に教育にたずさわる者もまた多い。ところが第二期、三期になって、パリにとどまるマギステルが減少すると、パリにとどまったマギステルの間に、貧富の差による活動のあり方の差異が目立つようになる。とりわけ第二期には、さきへのべた傾向が鮮やかにみえる。裕福なマギステルほど、教育に関与しないままパリ滞在をつづける、すなわち、上級学部にてひきつづき修学をつづけるが、貧しいマギステルは、

図Ⅳ：ブルサ申告額による教授活動の偏差



それだけ多く、教育に関与する。このことはなにを意味するのだろうか。いうまでもなく、教育に関与することが、比較的貧しいマギステルにとって、上級学部での修学を続行するうえで必要であったからであろう。

パリ大学における聴講が有料か無料かという問題は、いまだ結着がっていない。このことは、教師の収入にかんする問題といいかえてもいい。学生の受講料が明記されていた、おもにイタリアの諸大学や、大学の設立者が基金をもうけて、大学設立母体から教師に給料を支払った、おもに十四、五世紀に設立されたドイツ系の大学とは異なっている。^⑥パリ大学では問題は複雑である。というのは、ここにはなお、教育は神の賜物の伝達であり、金銭の授受を媒介としてはならないという「理念」が健在であり、このような「理念」の確認は、中世末になっても史料のいたるところにみえる。教師は、それゆえ、一定の不在聖職に就いて、この聖職禄をもって教育にたずさわるべきで、学生より金品を受領してはならないとされる。一方、常識的にみれば、教師はその学生から受講料を受取っていたと考える方が自然なのに、このことを明示する史料は、現在までほとんど確認されていない。丹念に史料を渉猟したポストも、結局のところ、決定的な証拠を示しえなのまま、受講料の存在を推定するにとどまっている。^⑦『記録』においても、管見のかぎり、その詳細な記述にかかわらず、受講料の存在を明示する章句はみあたらない。しかしながら、さきを示したような、貧しいマギステルほどより多く教育に関与したという「傾向」は、それだけで、受講料の存在を示唆しているのではなからうか。この問題については、なお多くの証拠をもって、いずれ稿を改めて論じてみたいと思っている。

第二に、「貧困学生」は、とりわけ多くカテゴリーAに属している。このことは、単なる貧しさに起因する一般傾向をこえているようにも思える。例えば第三期においては、学位取得状況については、ブルサ申告額四ソリドゥス未満の比較的貧しい階層は、裕福な学生と別れて、むしろ「貧困学生」と同様の傾向をみせていた(一三三ページ参照)。しかし、教授活動においては、「貧困学生」とははっきり一線を画し、より裕福なマギステルのグループと同一傾向を示している。ある学生が「貧困学生」となって学位取得料を免除されるためには、「将来よき運にめぐりあったときには支払う」との一

項を宣誓しなければならなかった。^⑧ この宣誓を実現すべくのちに支払った学生は、十五世紀の『会計録』をみるかぎりきわめて少ないが、あるいは、教育活動に関わる者の多いことは、この宣誓と関係があるのだろうか。

第三に、以上のことも関連して、調査結果は、大学の社会的機能についても、ある示唆を与えているように思える。

学位取得状況が、つねに大学当局の統制やさまざまな規約によって一定の枠を与えられ、その枠内でしか変化しえなかったのたいし、インセプシオ後の活動は、パリに残るにせよ去るにせよ、本人の自由裁量、いかえれば、本人の個人的事情に左右される側面が大きい。そのとき、調査結果ははっきりと、富裕なマギステル層がより有利な状況でパリの上級学部に進んでいくことを示している。むしろ、より貧しい階層にこそ、上級学部での修学は必要であったかも知れない。かれらは、より上級の学位を武器に、階級上昇をとげていくことができたであろう。近年の研究は、聖界、俗界をとわず、高位の役職が上級の学位保持者によってしめられ、学位の序列は、そのまま官位の序列に対応している例をあげている。^⑩しかし現実には、貧富の差は、そのまま修学状況の差を規定した。凡庸な経済環境にある者は、経済的な困難さに妨げられて、学芸学部の学位に甘んじた。一方、裕福な家庭から大学にきたものは、それだけ容易に上級の学位を取得し、それゆえにますます、大学後の社会的地位を保證された。中世大学は、その意味で、社会階層の隔差を、固定化し拡大する機能をもったといえるであろう。

① CUP, II 673, 675, 681. 『記録』にみえる断片的な会計報告や、十五世紀の『会計録』からみて、この規定は、十四世紀中葉から十五世紀中葉に、現実に運用されたと思われる。

② CUP, II 673. これも前註と同様に、現実に運用されたことを確認できる。

③ "Item, dicetis quantitatem burse vestre fideliter, sine dolo, computando omnia ordinarie consumpta ac exposita in bursa, duntaxat locagio hospicii et sallario famuli exclusis." (CUP, II

673)

④ Cf. AUP, I 847, II 70-71, 373, 448, et passim.

⑤ Cf. P. Kibre, "Academic Oaths at the University of Paris in the Middle Ages": *Essays in the Medieval Life and Thought presented in Honor of Justin Patterson Evans*, 1965, pp. 123-137.

⑥ "Item, dabit idem, quod dicit procuratori suo eandem summam burse sue." (CUP, n° 202, I 231). Cf. CUP, n° 201, I 229.

⑦ AUP, I 87, 89, 95, 170, et passim.

- ⑧ Cf. *AUP*, I 45-47, 177, 533; II 46, 299, *et passim*.
- ⑨ すべし別稿(『西洋史学』一二七号)に示した表だが、ブルサ申告額の分布をあてておこう。

表 ブルサ申告額の分布1333—1452

ブルサ申告額	学生数	パーセント
nichil	291	17.0%
2 sol. 未滿	118	6.9%
2 sol.	84	4.9%
3 sol.	100	19.0%
4 sol.	225	
5 sol.	282	28.8%
6 sol.	211	
7 sol.	137	14.8%
8 sol.	116	
9 sol.	64	5.8%
10 sol.	36	
11 sol.	8	1.9%
12 sol. 以上	24	
不明	16	0.9%
合計	1712	100%

* 2 sol. とは 2 sol. 以上 3 sol. 未滿をさす。
『西洋史学』127号, 4ページから再掲

- ⑩ 前掲拙稿「ボローニャ」。*AUP*, I 448-453.
- ⑪ *AUP*, I 442.
- ⑫ Cf. Tanaka, these citée, tome II, Fig. VI.
- ⑬ *AUP*, II 299-300.
- ⑭ このほうにきえて、全体の傾向を出すところにはあやまりはない。ただ、そのことは、「ブルサ」をただちに「週間分の生活費そのもの」と断定することはなからぬ。ブルサをめぐる問題はなお検討の余地があるのべし。それ稿を改めて論じてみたい。
- ⑮ これは、J. Paquet, "L'Université 'pauvre' au Moyen Age: pro-

blèmes, documentation, questions de méthode.": *Les universités à la fin du Moyen Age*, 1978, p. 402. Cf. id., "Recherches sur l'universitaire 'pauvre' au Moyen Age.": *Revue belge de philologie et d'histoire*, 56 (1978), pp. 301-351. など。この「ブルサ」を「週間分の生活費」として扱ったのである。

- ⑯ Cf. D. Zanetti, "A l'Université de Pavie au XVe siècle: les salaires des professeurs.": *Annales E.S.C.*, 17 (1952), 421-433; J. Le Goff, "Dépenses universitaires à Padoue au XVe siècle.": *Mélanges d'Archéologie et d'Histoire de l'École Française de Rome*, 1956, pp. 377-395; J. Paquet, *Salaires et prébendes des professeurs de l'Université de Louvain au quinzième siècle*, 1958.

⑰ G. Post, "Masters Salaries and Students Fees in the Medieval Universities.": *Speculum*, 7 (1932), pp. 181-198. Cf. E. Mornet, "Pauvres scolaires. Essai sur la condition matérielle des étudiants scandinaves dans les universités aux XI^e et XV^e siècles.": *Le Moyen Age*, 84 (1978), pp. 53-102.

- ⑱ Cf. *AUP*, I 179, 181, 405 n. 3, II 299-300, *et passim*.
- ⑳ 「ボローニャ」の論議を参照せよ。R. Cazelles, *La société politique et la crise de la royauté sous Philippe de Valois*, 1958; id., *La société politique, noblesse et couronne sous Jean Le Bon et Charles V*, 1952; R. Fédou, *Les hommes de loi lyonnais à la fin du Moyen Age. Etude sur les origines de la classe de robe*, 1964; B. Guillemin, *La cour pontificale d'Avignon 1309-1376. Etude d'une société*, 1966.

結 語

以上、本稿においては、デテルミナシオを取得した学生のマグステリウムまでの到達率と到達期間、および、マグステルとなった者の教授活動を、イギリス人・ドイツ人ナシオをとりあげて、検討してきた。個々の調査でえられた結果についてはその都度要約してきたので、ここでくり返す必要はなからう。ただ、ほとんど実証的に検討されることのなかった学生の学位取得状況とマグステルのその後の活動を、ある程度正確な数値でもって明らかにできたこと、その過程で、十五世紀初頭に学位制度の確立を予想できたこと、および、大学生活のあり方が、かなり直載に本人の経済状態に左右されていたことを実証的に確認できたこと、以上の点を述べておきたい。本稿の調査は、史料の制約もあって、統計上きわめて厳密なものであったとはいいがたい。細かい数値においては、なお修正・検討の余地は多分にある。しかし、そこからひきだされた「傾向」は、かなりの程度に、当時の大学生活の実相を反映しているものと信じていることができるであろう。たとえ、筆者の力量不足から、傾向のよみとり方あるいは分析の仕方に、遺漏や過誤を犯しているとしても。

本稿があつかったのは、検討すべき課題のごく一部にすぎない。学位制度にかぎってみても、なお多くの課題が残っている。これらは、「学位取得の変則形態」「学位取得における教師と学生の関係」「貧困学生」「学位取得料と受講料」などのテーマで、おりをみて検討していく予定である。しかし、検討すべき余地は、このような対象領域にのみあるのではない。

第一に、本稿が調査したのは、イギリス人・ドイツ人ナシオにみられた傾向である。この傾向は、はたしてパリ大学芸学部全体、換言すれば、他のナシオの傾向をも示しうるものであるか。これについては、判断材料はきわめて乏しい。十五世紀中葉の一〇年間にのみみる限り、フランス人ナシオにみられた学位取得状況^①は、本稿の調査結果とほぼ一致する。すなわち、デテルミナシオのみにて修学を放棄する者は多く、また、マグステリウムに到達する者の大半が、デテル

ミナシオの翌年に最終二学位を取得するというコースを歩む。「副裁定制」においてみられることも、ドイツ人ナシオと同様である^②。しかし、十四世紀においてはどうかであったのか。また「秩序化」がみられたとして時期は一致するのか、いずれとも判断はできない。というのも、さきにも、「デテルミナシオとマギステリウムを同年にはとれず」とした「規約」が、学部規約ではなくナシオ規約であったように、学位授与の現実的な運用面においては、ほとんどナシオの裁量に委ねられていたからである。それゆえ、本稿が示すことができたものも、学部の傾向をおそらくは代表しているだろうが、なお敲密には、イギリス人・ドイツ人ナシオの傾向といわざるをえない。とりわけ、学生の経済状態による大学生活の差異においては、「出身地からもっとも近い大学」としてのパリ大学に学び、数日間で大学と故郷とを往復できた学生と、中・東部のヨーロッパからパリをめざして修学に赴き、送金手段や帰国の便において不利であった当ナシオの学生の傾向とを、同列に論ずることはできない。

第二に、本稿でえられたものをかりに学芸学部の傾向と考えてみても、それはおそらく上級学部のものとは、かなり異なっているであろう。規約によって再構成された「理想像」が現実とはかならずしも一致しないことは、つとに指摘してきたことである。このことは、上級学部においてもあてはまる。少くとも、イギリス人・ドイツ人ナシオ出身のマギステルの数例によるかぎり、修学期間や年齢制限の規定は、かなり無視されていたことが確認できたからである。ここにおいても、十五世紀の史料をもちいて、学位制度の実際を検討しなければならない。また、そこでえられるべき結果は、近年すすめられている南仏諸大学の法、医学部についての調査とも、異なることが予想される。というのも、その予備課程としての学芸学部（南仏ではむしろ文法コース）が、パリの場合と性格をいちぢるしく異にしているからである^③。それならば、パリのとくに教会法学部は、中世末期の大学制度のなかでどのような位置をしめていたのか。検討すべき課題は多い。第三に、大学のうちにみられた学位制度は、現実の社会とどのような関わりにおいて機能していたのか。大学と社会との関係が問われなければならない。この点は、近年の大学史研究者のもっとも注目するところである。貧富の差による修

学状況の差異も、大学出身者の社会的キャリアの追跡と、相互補完的なものである。また、本稿において紙幅の都合で割愛したが、出身地域のちがいによる学位取得状況の差異も、各地域社会での大学出身者の地位や、大学に子弟を送り込む社会環境のちがいから、よりよく説明されるであろう。^④ 大学と社会との関わりは、大学以前（大学入の社会的・地理的出自）と、大学制度（学位制度のさまざまな要因による偏差）、および、大学以後（大学出身者の社会的経歴）の三方向から、グローバルに検討していかなければならない。筆者は、ただ研究条件の点から、第二点の学位制度に自分の研究領域を限定した。他の二点を調査するには、対象地域の古文書館に長期間かよわなければならないであろう。しかし、視点としては、相互補完的な三点の一点を研究するという姿勢を保ちたい。かくして、本稿は、なお広大な研究領域の小点にすぎず、独立した結論を示す段階にはないが、設定されたテーマの枠内では、一定の成果をうむものであることを念じている。

① Cf. *Liber procuratorum nationis gallicanae, 1443-1450*, *ATP*, V (1942).

② 前掲拙稿『西洋史学』二二七号、一〇一頁。

③ 例として、J. Verger, "Le rôle social....." art. cit.; "Remarques sur l'enseignement des Arts dans les universités du Midi à la fin du Moyen Age"; *Annales du Midi*, 91 (1979), pp. 355-381 を参照。南仏大学の上級学部について、同じくマルティニエの1連の研究を参照。

④ 例として、A. Holma et A. Maininiemi, *Les étudiants finlandais*

à Paris au Moyen Age, 1937; S. Stelling-Michaud, *L'Université de Bologne et la pénétration des droits romain et canonique en Suisse aux XIIIe et XIVe siècles*, 1955; Ch. Renardy, *Le monde des maîtres universitaires du diocèse de Liège 1140-1350*, 1979; A. Guoron, "Le recrutement des juristes dans les universités méridionales à la fin du Moyen Age: pays de canonistes et pays de civilistes?"; *Les universités à la fin du Moyen Age*, 1978, pp. 524-548 なども参照。
 (甲南大学文学部講師)

The conclusion is as follows. Firstly, its political system is, "Affiliation system", which was based on the cooperated relation between bureaucrats and political parties. Secondly, in the history of the affiliation system, this period is the last phase when bureaucratic power got an advantage. Thirdly, any political power didn't innovate nor deny this system.

Etude statistique sur l'accès aux grades dans l'Université
de Paris à la fin du Moyen Age

— d'après les registres de la Nation Anglo-Allemande —

par

Mineo Tanaka

Le système d'obtention des grades, on le sait, a fait l'objet de nombreuses recherches et a été examiné minutieusement par des historiens. Ces derniers ont toutefois dirigé leurs efforts principalement sur l'étude de l'aspect officiel du système. Ils ont renoncé à approfondir une recherche qui aurait fait apparaître les véritables circonstances dans lesquelles les étudiants accédaient aux grades.

Cet article a pour but de montrer, d'après les registres de la Nation Anglo-Allemande de l'Université de Paris de 1333 à 1452, des données statistiques sur divers aspects de l'obtention des grades : proportion approximative dans laquelle les étudiants passaient d'un grade à un autre, durée moyenne entre l'obtention de deux grades et activités des maîtres après l'inception. Il étudie également les variations de ces aspects en fonction de la période et examine dans quelle mesure ils étaient en relation avec la situation économique des étudiants.

On en constatera que le système des grades se régularisa très nettement au début du XV^e siècle, qu'un tiers des déterminants renoncèrent à poursuivre leurs études en se contentant d'un grade de baccalauréat et plus de la moitié des *incipientes* quittèrent définitivement l'université, et que la situation économique reflétait clairement une condition importante de l'obtention des grades.